



融機関の名称について、主務大臣による公表事項とする修正が行われております。

以上が衆議院における一部修正の概要でござります。

次に、保険業法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、この厳しい状況の下において保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、セーフティーネットの確保が図られるよう本法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

生命保険会社が破綻した場合のセーフティーネットにつきましては、来年三月末までに破綻した場合、これに関連して生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関して、政府の補助を可能とする特例措置が設けられております。これに関し、平成二十四年三月末までの破綻に係る資金援助等について政府の補助を可能とするため、現行規定を三年間延長することとしております。

以上、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議のほど、よろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。富岡由紀夫君。

〔富岡由紀夫君登壇、拍手〕

○富岡由紀夫君 民主党の富岡由紀夫でございます。民主党・新緑風会・国民新・日本を代表し、ただいま議題となりました金融機能強化法改正案及び保険業法改正案について質問をいたします。

今回の金融機能強化法は、さきに発表された生活対策の中ににおいて金融資本市場安定対策、中小・小規模企業等支援対策の具体的対策として位置付けられておりますので、生活対策と関連して質問をさせていただきます。

まずお伺いしたいのは、総理が生活対策を発表された際、日本経済の基本認識は全治三年で、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長を目指すと説明されました。すなわち、三年で日本経済を立て直す経済政策を示されました。そして、日本経済を立て直した上で三年後に消費税の引上げをお願いしたいと表明されたわけであります。

ところがどうでしょうか。何日もたたないうちに、三年では全治しない、景気が立ち直っていない時期に消費税を上げられないとすっかり変節してしまいました。三年で全治しないということは、この生活対策が有効でないということを自ら認めになつたことと同義であります。どこまで

ます。

そのようなことですから、施策の内容もこれまでのものと余り違はず見られません。ここで言わ

れて

いる景気対策、財政再建、改革による経済成

長は、これまでも政府・与党がずっと政策の中心

課題として叫んできました。今まで

ずっと取り組んできたにもかかわらず、まだ全治三年で、いまだに同じことを叫び続けています。

今まで政府は日本経済を立て直すために一体何をやってきたのでしょうか。全く成果が得られておりません。

政府の基本認識は、日本経済が停滞する本質的

な原因をとらえていないことを露呈しております。

効果の少ない経済対策にこれ以上日本国民は付き合い切れない感じであります。本当に国民

から評価される自信がおありでしたら、今すぐ衆議院を解散し、国民の声を聴いてはいかがでしょ

うか。

アメリカでは大統領選が行われ、イエス・ウイ・キヤンを標語とするオバマ氏が勝利しました。総理は、当初、臨時国会冒頭で解散をやり抜くお覚悟があつたのではないかですか。総理の見解をお伺いします。

また、先日、見過ごすことのできない重大な問題が発覚しました。航空自衛隊の田母神前航空幕僚長の問題です。政府見解と異なる言動を行なう者

を自衛隊幹部にした任命責任、組織的な論文応募、なぜ懲戒処分でなく退職扱いなのか、日本のシビリアンコントロールを搖るがす極めて重大な

事件であります。

今回の問題が生じるに至った本質的な原因と責

任はどこにあるのでしょうか。さらに、防衛省の

シビリアンコントロールの現状と今後の具体的対

処方針について、総理の見解をお伺いします。

なお、これは事前にお話はしていませんが、お

答えただく際には、前提条件が変わつてくると

全く状況は変わりますので、これまでの政府見

解、すなわち村山元総理の談話を踏襲するのか、

集団的自衛権の行使を認めるのか、武器使用基準

の変更はあるのか説明をしていただきた上でお答

えしていただきたいと思います。

官報(号外)

が、これでは根本的な解決にはなりません。雇用問題の本質的な問題は、やはり内需を拡大し、中小企業の業績を回復させ、求人を増加させることであります。生活支援定額給付は一過性の需要創造にすぎず、企業の業績回復に結び付く可能性は見込めません。総理の見解を伺います。

今回の対策の中、家計対策として経済界に対する賃金引上げの要請を示されております。これは一体どういったものなのでしょうか。経済界に要請すれば実現できるものなのでしょうか。経済界は、労働組合の賃上げ要請には聞く耳を持たないが、政府の要請にはこたえるものなのでしょうか。これで賃金が上がるのであれば労働組合は要らなくなってしまいます。具体的な効果をどのように見込んでいるのでしょうか。総理にお伺いします。

政府・与党は、大企業の要求にはこれまで随分こたえてきました。例えば法人税率の軽減です。この約二十年の間に、法人税率は四三・三%から三〇%へ段階的に一三・三%引き下げられました。平成十八年度の法人税収額は十四・九兆円でしたが、法人税率が四三・三%のままであれば二十一・五兆円の収取が見込まれていたはずであります。法人税額は六・六兆円減ったことになります。

一方で、法人の利益処分の内訳を見ると、昭和六十二年では三・二兆円であった配当金の支払額が、平成十八年では十六・二兆円と十三兆円も増えているのであります。大企業は、国際競争力を

高めるために法人税率を下げる要求してきた結果、法人税額が引き下げられましたが、その分は丸々配当金の支払に充てられたことになります。配当金の増加が国際競争力の本質を占めるとは考えられません。

総理におかれましては、消費税を引き上げて庶民の生活を苦しめるのではなく、企業献金をしてくれる大企業の要求をよく吟味して、検証していただきたいと思います。御認識をお伺いいたします。

また、大企業に対しても願い申し上げたいのは、もうそろそろ株主の顔色をうかがいながらリストラを叫び続けるのはやめてはどうでしょうかということです。リストラを強烈に要求していたのは、今回の金融危機を引き起こした最大の原因である投機マネーであります。短期的な企業収益の向上を要求する投機マネー株主は、リストラを強要し、下請の中小企業をいじめ、従業員の人事費を下げ続けてきました。こうして得られた利益は、投機マネー株主に配当として支払われます。

中小企業や従業員をいじめて収益を計上しても長続きはしません。中小企業や従業員は、国内消費内需の扱い手であるからであります。中長期的には自社の業績に返ってくるはずです。大企業経営者もこういった投機マネー株主には毅然とした対応を取り、中長期的観点で経営に専念していただきたいと思います。下請企業、従業員を大切にする経営こそ今の日本に必要なことであると考

えますが、総理大臣、いかがでしょうか。

総理におかれましては、消費税を引き上げて庶民の生活を苦しめるのではなく、企業献金をしてくれる大企業の要求をよく吟味して、検証していただきたいと思います。御認識をお伺いいたします。

また、大企業に対しても願い申し上げたいのは、もうそろそろ株主の顔色をうかがいながらリストラを叫び続けるのはやめてはどうでしょうかということです。リストラを強烈に要求していたのは、今回の金融危機を引き起こした最大の原因である投機マネーであります。短期的な企業収益の向上を要求する投機マネー株主は、リストラを強要し、下請の中小企業をいじめ、従業員の人事費を下げ続けてきました。こうして得られた利益は、投機マネー株主に配当として支払われます。

中小企業や従業員をいじめて収益を計上しても長続きはしません。中小企業や従業員は、国内消費内需の扱い手であるからであります。中長期的には自社の業績に返ってくるはずです。大企業経営者もこういった投機マネー株主には毅然とした対応を取り、中長期的観点で経営に専念していただきたいと思います。下請企業、従業員を大切にする経営こそ今の日本に必要なことであると考

えますが、総理大臣、いかがでしょうか。

さらに、生活対策の中で最も納得のいかない点を指摘させていただきます。

今回の対策の財源については、赤字国債に依存しないと強弁しております。赤字国債に依存せず、財政投融資特別会計の金利変動準備金、いわゆる埋蔵金を使うとしております。金利変動準備金の余剰分については国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高の圧縮に充てることが定められています。これを財源とすることは、国債の残高を減らすこととなり、赤字国債の発行と実質的には全く変わりありません。民主党の会議で財務省担当者にこの点を指摘したところ、実質的に同じことは認めるが、赤字国債を発行しないというメッセージを市場に伝えるためだと説明されました。市場関係者の中にはそんな小手先のメッセージに惑わされる人はいないと考えますが、総理大臣、いかがでしょうか。

金融機能強化法の政府保証枠の考え方についてお伺いします。

現行の政府保証枠の算出には、地域銀行の一割、十二行でございます、信用金庫の一・五割、四十九金庫、信用組合の一・五割、二十九組合が合併し、資本注入することを前提に二兆円という枠が設定されています。これを十兆円に拡大するという与謝野大臣の説明があつたと報道されていますが、総理大臣、いかがでしょうか。

次に、個別の農協は今般の改正で資本増強の対象になりますが、一般的に金融業務とそれ以外の業務との切り分けが困難である農協に対する資本増強の判断はどのように実施するのか、金融担当大臣、農水大臣にお伺いします。

さらに、農林中金と下部金融機関の政治的中立を担保すべきと考えますが、その必要性、是非についての見解を金融担当大臣、農水大臣にお伺いします。



府自ら雇用保険料の引下げに向けた取組などを進めてまいりたいと考えております。

次に、政府・与党は、大企業の要求にこたえ、庶民を苦しめているとの御指摘があつております。企業が国際社会で競争をしてまいるためには、ある程度海外の税体系と整合的にする必要があるのは御存じのとおりであります。一方、安心できる社会保障制度とするためには、大胆な行政改革を行つた上で消費税などの増税が不可避と考えております。

下請企業、従業員を大切にする経営についてのお尋ねがありました。

経営者を経験しておられる方であれば、自社の仕事になじんだ熟練の従業員や、こちらの求める水準を常に満たすだけの技術又はサービスを持つ下請企業は貴重で欠かすことのできない、いわゆる経営資源であるとの認識を持つておられることと存じます。あの大恐慌と言われるところの際にも、工場や製品の信頼を第一に考え、従業員の雇用を守り、そしてその後に大きな発展を遂げた日本企業の成功例は有名なところであります。こうした経営は日本型経営の強みであると考えております。

今回の経済対策でも、賃金を引き上げるために環境づくりや下請取引の適正化を進めることとしております。こうした政策により、従業員、下請企業を大切にする経営者を積極的に応援してまいりたいものだと考えております。

次に、生活対策の財源についてのお尋ねがあつておりました。

対策の財源として新規に赤字国債を発行することは、国民や市場に対して財政健全化に向けた姿勢が後退したという誤ったメッセージというもののが与えられるおそれがあります。そうした観点から、今回の生活対策の財源としては、新規の赤字国債の発行は行わないこととし、その代わり、当面の緊急的な対応として、一時的、特例的に財政投融資特別会計の金利変動準備金の活用ということを考えております。

いづれにせよ、我が国は、巨額の借金を抱えておりますのは御存じのとおりです。したがつて、経済や社会保障に悪い影響を与えないため、財政再建は当然の課題であります。引き続き、日本経済の持続的で安定した繁栄を図ることを基本として踏み外さず、中期的に財政再建に取り組んでまいる覚悟であります。

貯蓄から投資への流れと市場の現状についてのお尋ねがありました。

今後、日本経済の持続的な成長を確保する中で国民が成長の果実というものを享受していくためには、自己責任原則の下で、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られることが重要だと考えております。

今般、米国のサブプライムローン問題に端を発用を守り、そしてその後に大きな発展を遂げた日本企業の成功例は有名なところであります。こうした経営は日本型経営の強みであると考えております。

今回の経済対策でも、賃金を引き上げるために環境づくりや下請取引の適正化を進めることとしております。こうした政策により、従業員、下請企業を大切にする経営者を積極的に応援してまいりたいものだと考えております。

国を始めとする関係国と協議をし、リーダーシップを持って金融危機克服に貢献していきたいと考えております。

また、先般取りまとめた生活対策に沿つて必要な施策を迅速に進めるとともに、市場の公正性、透明性の確保など、国民が安心して投資できるような環境の整備に一層努めてまいりたいものと考えております。

米国との比較において、日本の国民の一般層にとっての投資の在り方についてお尋ねがあります。

た。

我が国、御存じのように一千五百五十兆円を超える個人金融資産のうち、半分以上が現金、預金となつてあります。アメリカのみならず主要先進国の多くと比べて、株式、投資信託の割合は低いと思っております。低金利の下にあつて株式、投資信託の保有を通じたキャピタルゲインや配当所得の確保というものは、国民一人一人が経済成長の果実というものを享受するために重要な手段の一つだと考えております。

また、厚みのある市場の形成のためにも、個人投資家を含め、多様なニーズを持つ投資家が幅広く市場に参加することが重要であり、前にも述べましたとおり、このための環境整備に努めてまいりたいと考えております。

最後に、貯蓄から投資へのシフトによる中小企業金融への影響についてのお尋ねがあつております。業金融への影響についてのお尋ねがござります。

本法案の対象となる金融機関にかかる考え方についてのお尋ねがありました。

個別の金融機関にかかる仮定の場合の対応等についてお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

中小企業を含め我が国企業が円滑な資金調達といいうものを行い、その成長を実現していくためには、直接金融、間接金融、双方を通じた適切な企業に対しても投資を通じて直接リスクマネーを提供する環境の整備が必要だと考えております。

また、中小企業の業況が厳しい中において、民間金融機関の金融仲介機能の発揮による中小企業金融の円滑化も同時に重要な課題であろうと存じます。このため、政府としては、先般取りまとめた生活対策において、自社株買い規制、空売り規制などの金融市场安定対策、また信用保証協会によります緊急保証枠十四兆円の追加などの中小・小規模企業等支援対策といった施策を盛り込んだところであります。

これらの施策を迅速に進めることにより、金融、経済の安定強化を図つてまいる所存であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

〔國務大臣中川昭一君登壇、拍手〕

○國務大臣(中川昭一君) 富岡議員にお答え申し上げます。

一般論として申し上げれば、本法案は、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援することを目的としたものであります。このため、金融機関から資本参加の申請がなされた場合、民間有識者の御意見を聴きつつ、収益性、効率性等の向上が見込まれるかどうか、中小企業に対する金融の円滑化が見込まれるかどうか、公的資金の回収が困難でないかどうか、自己資本の充実の状況に照らし必要な範囲であるかどうか等を厳正に審査し、国の資本参加の可否を判断することとなります。

次に、地方公共団体が支配株主である金融機関の取扱いについてのお尋ねがありました。

一般論として、金融機能強化法に基づき資本参加する際には、国は、経営強化計画の履行や公的資本の返済などを確保する観点から、対象金融機関に対して関与を行うこととなります。これらは、主要株主への監督権を介して行われるものではなく、金融機関に対する監督上の措置として行われます。このような金融機能強化法の枠組みにかんがみますと、地方公共団体を主要株主とする上当然に排除するものではないと考えております。

いざれにせよ、地方公共団体が支配株主となつている金融機関については、支配株主である公共団体がその資本の充実について一義的に責任を持

つことという衆議院における附帯決議も踏まえつつ、制度の適切な運営に努めてまいります。

次に、証券投資の割合の高い金融機関を国の資本参加の対象に含めることについてのお尋ねでございます。

個別の金融機関にかかる仮定の場合の対応等についてはお答えを差し控えさせていただきま

す。

一般論として申し上げれば、本法案は、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援することを目的としたものであります。

また、資本注入が実施された後においても、国は農林中央金庫の審査体制、監督体制を継続的にモニターリングを適切に行ってまいります。

次に、農林中央金庫等の政治的中立性についてのお尋ねがありました。

農林中央金庫及び農協系統金融機関は、本法に基づく公的資金注入の対象となることからかんがみ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性を確保することは当然のことであると考えております。

当局としては、今後、更生計画の策定に当たって、保険業法の趣旨を踏まえつつ、保険契約者保護の立場から適切に対応してまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣与謝野馨君登壇、拍手〕  
○國務大臣(与謝野馨君) 預金保険機構における政府保証枠についてお尋ねがありました。

国際金融・資本市場の混乱により経済金融情勢の先行き不透明感や不確実性が高まっていることを踏まえ、十分な枠として考えられる金額を例示したものでありまして、所要額については今後精査が必要と考えております。(拍手)

業の赤字の穴埋めのために本法案による公的資金が利用されることは認められないものと考えております。

これを確保する観点から、農林中央金庫が作成する協同組織金融機能強化方針において、農協に注入された資本が信用事業以外に使用されないと認め、国がこれを厳格に審査することとしております。

また、資本注入が実施された後においても、国は農林中央金庫の審査体制、監督体制を継続的にモニターリングを適切に行ってまいります。

次に、農林中央金庫等の政治的中立性についてのお尋ねがありました。

農林中央金庫及び農協系統金融機関は、本法に基づく公的資金注入の対象となることからかんがみ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性を確保することは当然のことであると考えております。

次に、個別の農協に対する資本増強の判断についてのお尋ねでござります。

本法案における中央機関にあらかじめ国が資本参加する枠組みは、相互支援制度を最大限活用す

ることで協同組織金融機関全体としての金融仲介機能の発揮を促進し、中小企業向け貸出しを始めとする地域金融の円滑化を図っていくことを目的としております。したがつて、個別農協の経済事

件がござります。現在、裁判所に任命された更生管財人が更生計画の前提となる資産、負債について精査を行つてお尋ねがありました。

大和生命への破綻前の行政対応に関するお尋ねがありました。

大和生命は、直近の平成二十年三月期決算においては、財務の健全性を示すソルベンシーマージン比率が早期是正措置による業務改善命令の発動基準である二〇〇%を超えておりました。しかしながら、本年四月以降の市況の更なる悪化に伴い有価証券の損失が拡大する中、当局としては、大和生命に対し資本増強等の対応を求めてまいりました。大和生命においては、こうした努力も結実せず今般破綻に至つたことは、誠に遺憾であります。

〔國務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(石破茂君) 富岡議員にお答えいたしました。

まず、農林中央金庫を本法案の対象に含めることがあります。

農林中央金庫を本法案の対象に含めることがあります。

農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とするとされております。

この協同組織の金融の円滑化を図るという目的を果たすため、農林中央金庫は、農協、信連等の会員に対して預金の受入れ、貸出し等の資金面や決済システムなどの機能面での役割を提供しております。また、系統外の一般の金融市場や様々な経済活動との接点に立つて、資金の供給者である会員の負託にこたえ、資金を系統外の需要者と結び付け、効率的に運用し、収益を会員に還元するという役割を担っております。したがいまして、農林漁業者への貸付けは農協等の単位組合が行い、信連等はこれを補完し県域レベルでの貸付けを行いますが、農林中央金庫は自らが農林漁業者ございません。

こうした役割分担の下、農林中央金庫は、平成十九年度では累実として三千億円強を還元し、農

協系統金融機関の経営基盤を強化し、農協系統金融組織全体として農林漁業者に対しても適切に資金を融通できるようになります。農林漁業の発展に寄与するものでございます。したがいまして、金融機能強化法の対象となることが適当と考えております。

なお、系統組織を基盤とする協同組織中央金融機関の性格は、信金中金、全信組連、労金連と農林中央金庫とで異なるものではございません。

次に、個別の農協に対する資本増強の判断についてのお尋ねをいただきました。

今般、協同組織金融機関の中央機関に対してあらかじめ国が資本参加し、さらに傘下の金融機関に資本支援をする仕組みを設けるのは、中央金融機関による資本支援機能等を最大限活用しつつ、協同組織金融機関全体としての金融機能の發揮を促進するためでございます。

したがって、本改正案においては、国から資本参加を受けた農林中央金庫が行う農協への資本の支援は、信用事業に損失が発生することにより、自己資本比率の低下や貸出し余力が低下した場合に限つております。しかし、信用事業以外の事業に起因して損失が発生した場合は資本の支援の対象外となっております。

○議長(江田五月君) 椎名一保君。

〔椎名一保君登壇、拍手〕

具体的には、農協においては、信用事業とそれ以外の事業は、農業協同組合法第十一条の六の規定により、区分して経理するものとされておりましたしまして、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律及び保険業法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以外の資産規模を原則として増加させないこと、信用事業以外による損失で自己資本が減少した場合、信用事業以外の資産規模をその分減少させることにより、注入した資本を信用事業以外の事業に使用することを防止することいたしております。

また、これらを担保するため、農林中央金庫に対しましては、農協に資本を注入するに際し、資本が信用事業以外に使用されないことを確認するための審査体制の整備、資本を注入した農協に対し、半期ごとに報告を求め、必要に応じ監査を行ない、改善のための措置をとらせる等の監督体制の整備を求めまして、厳格に実施させることとしております。

最後に、農林中央金庫等の政治的中立性の担保についてのお尋ねであります。

農林中央金庫及び農協系統金融機関は、本法に基づく公的資金注入の対象となることからがみ、貸出し等の金融業務の実施に際しましては、厳正な政治的中立性を確保することは当然であると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) 椎名一保君。

〔椎名一保君登壇、拍手〕

日本は、ある意味で、ソートリーダー、実践的先駆者とも言えるような立場にあるとも考えられます。アメリカではオバマ氏が第四十四代大統領に決まりましたが、アメリカの政権とも手を携えて、日本は世界の金融・資本市場の混乱の中で強いリーダーシップを發揮すべきであります。世界の金融・資本市場の混乱とそれが我が国金融シス

に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案につきまして、総理及び関係大臣に質問をいたします。

現在、米国発のサブプライム問題に端を発した金融・資本市場の混乱は、欧州に波及し、その後、中国やロシア、新興国にまで拡大し、世界的な広がりを見せております。グローバル経済が深化する中で生じたこのような大規模な混乱は、麻生総理のお言葉をお借りすれば、百年に一度の危機、米国発の金融災害と考えられます。

このような状況を踏まえ、十一月十五日、ワシントンで金融サミットが開催されますが、欧米諸国は各種諸施策を着実に進めていると承知しております。例えば、米国、イギリス、フランスなどでは、公的資金注入の枠組みを整備し、既に公的資金注入を実施しております。

こうした中で、日本の状況を見れば、九〇年代後半に日本発の金融危機を経験し、不良債権処理に取り組んだ結果、現時点では、日本の金融システムは相対的に安定していると聞き及んでおります。

日本は、ある意味で、ソートリーダー、実践的先駆者とも言えるような立場にあるとも考えられます。アメリカではオバマ氏が第四十四代大統領に決まりましたが、アメリカの政権とも手を携えて、日本は世界の金融・資本市場の混乱の中で強いリーダーシップを發揮すべきであります。世界の金融・資本市場の混乱とそれが我が国金融シス



官 報 (号 外)

中小企業を取り巻く地域金融機関の実情についてのお尋ねでございます。

地域金融機関においては、地域密着型金融機関の取組等によって収益力の向上に努めてきたところであります。しかしながら、例えば地域銀行では、金融市場の混乱や地域経済の厳しい状況等を背景に、二十年九月期の業績予想は、有価証券の減損処理費用や不良債権処理費用の増加等により減益となる銀行が多いと承知をしております。

金融庁としては、引き続き、高い警戒水準を維持しつつ、金融市場の動向や地域の経済情勢が地域金融機関に与える影響について注視してまいります。

次に、金融機能強化法改正のねらいについてのお尋ねでございます。

世界的な金融市場の混乱を始めとする外的な環境変化の下、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援し、適切な金融仲介機能を発揮できるよう、国の資本参加によって金融機関の資本基盤の強化を積極的に推進することが重要であります。本法案は、このような考え方を踏まえ、同法の活用、使い勝手の改善を図るものでございます。

金融機関の経営責任にかかる法案修正についてのお尋ねでございます。

衆議院における法案修正は、国の資本参加を受けようとする金融機関について、従前の経営に関する分析結果によつては経営責任の明確化が求め

られる場合があることを法律上明確にすることをお尋ねでございます。

この修正は、法案の趣旨、目的をより明確化すべく、与野党の間で精巧的な協議を経て修正に至つたものと認識しております。修正後の法案について迅速な御審議をお願い申上げます。

中小企業に対する資金供給の円滑化のための工夫についてのお尋ねでございます。

本法案においては、資本参加を受けようとする金融機関が経営強化計画において中小企業向け貸出しの円滑化のための方策を明記し、金融庁がその方策について審査することとなつております。また、資本参加後においても、当該金融機関は中小企業向け貸出しの円滑化の方策等の実施状況を定期的に金融庁に報告することが求められており、金融庁は計画の履行状況について定期的にフォローアップすることとしております。なお、フォローアップの結果、必要な場合には監督上の措置を講ずることとしております。

本法案では、こうした枠組みを通じて、中小企業金融の円滑化を促す仕組みとなつてているところでございます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時一分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	江田 五月君	平山 幸司君	梅村 聰君
副議長	山東 昭子君	友近 聰朗君	川合 孝典君	徳永 久志君
舟山 康江君	風間 直樹君	大島九州男君	米長 晴信君	藤原 良信君
川崎 稔君	植松恵美子君	仁比 聰平君	金子 恵美君	相原久美子君
松野 信夫君	田中 康夫君	青木 愛君	大河原雅子君	島田智哉子君
藤谷 光信君	白 真勲君	加賀谷 健君	武内 則男君	大久保 勉君
井上 哲士君	前川 清成君	大門実紀史君	藤末 健三君	島田敦子君
犬塚 直史君	尾立 源幸君	水岡 俊一君	富岡由紀夫君	下田 敦子君
小林 正夫君	蓮 航君	足立 信也君	大石 尚子君	柳澤 光美君
芝 博一君	藤本 祐司君	市田 忠義君	喜納 昌吉君	鈴木 陽悦君
小池 晃君	岩本 司君	岩本 マルディ君	神本美恵子君	藤原 正司君
藤田 幸久君	中村 哲治君	シルバーマルディ君	山根 隆治君	小川 勝也君
佐藤 公治君	内藤 正光君	内藤 正光君	池口 修次君	福山 哲郎君
今野 東君	木俣 佳丈君	木俣 佳丈君	平野 達男君	辻 泰弘君
佐藤 公治君	増子 輝彦君	増子 輝彦君	円 より子君	峰崎 直樹君
浅尾慶一郎君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	直嶋 正行君	長浜 博行君
一川 保夫君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	西岡 武夫君	笠瀬 進君
田名部匡省君	石井 一君	谷 博之君	奥石 東君	吉川 沙織君
岡崎トミ子君	山下八洲夫君	千葉 景子君	工藤堅太郎君	川田 龍平君
佐藤 泰介君	佐藤 泰介君	森田 高君	外山 斎君	大久保潔重君
北澤 俊美君	北澤 俊美君	糸数 慶子君	松下 新平君	田中 直紀君
松浦 大悟君	中谷 智司君	渡辺 秀央君	森田 高君	吉川 沙織君

荒井 広幸君	姫井由美子君	小池 正勝君	坂本由紀子君	市川 一朗君	谷川 秀善君	外交防衛委員
轟木 利治君	横峯 良郎君	神取 忍君	中川 雅治君	浅野 勝人君	山内 德信君	辞任
亀井亞紀子君	丸山 和也君	二之湯 智君	小泉 昭男君	荒木 清寛君	近藤 正道君	補欠
中山 恭子君	林 久美子君	山谷えり子君	鶴保 康介君	弘友 和夫君		
広田 一君	室井 邦彦君	西島 英利君	椎名 一保君	舛添 要一君		
川上 義博君	長谷川憲正君	秋元 司君	北川イッセイ君	加納 時男君		
長谷川大紋君	荻原 健司君	水落 敏栄君	岩城 光英君	木庭健太郎君		
島尻安伊子君	加藤 敏幸君	衛藤 晟一君	脇 雅史君	草川 昭三君		
主濱 了君	松岡 徹君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	浜四津敏子君		
津田弥太郎君	自見庄三郎君	松村 龍二君	伊達 忠一君	山口那津男君		
木村 仁君	中川 義雄君	吉田 博美君	青木 幹雄君	白浜 一良君		
岸 宏一君	森 ゆうこ君	泉 信也君	吉村剛太郎君	山口那津男君		
大塚 耕平君	松井 孝治君	尾辻 秀久君	山崎 正昭君	浜四津敏子君		
鈴木 寛君	亀井 郁夫君	佐藤 昭郎君	矢野 哲朗君	浜四津敏子君		
林 芳正君	山本 一大君	南野知恵子君	浮島とも子君	浜四津敏子君		
岩永 浩美君	家西 悟君	谷合 正明君	山崎 正昭君	浜四津敏子君		
小川 敏夫君	郡司 彰君	森 まさこ君	石破 茂君	浜四津敏子君		
櫻井 充君	藤井 孝男君	佐藤 昭郎君	中川 昭一君	浜四津敏子君		
若林 正俊君	松田 岩夫君	牧野たかお君	麻生 太郎君	浜四津敏子君		
松村 祥史君	中村 博彦君	河合 洋子君	太田 昭一君	浜四津敏子君		
末松 信介君	野村 哲郎君	又市 征治君	鶴淵 雅子君	浜四津敏子君		
岡田 直樹君	塚田 岩夫君	佐藤 正久君	佐藤 正久君	浜四津敏子君		
義家 弘介君	丸川 一郎君	山本 香苗君	鶴淵 雅子君	浜四津敏子君		
古川 俊治君	佐藤 信秋君	渕上 貞雄君	佐藤 正久君	浜四津敏子君		
山田 俊男君	珠代君	岡田 広君	河合 洋子君	浜四津敏子君		
磯崎 陽輔君	石井みどり君	加治屋義人君	又市 征治君	浜四津敏子君		
石井 準一君	西田 昌司君	福島みづほ君	佐藤 正久君	浜四津敏子君		
関口 昌一君	魚住裕一郎君	愛知 沢君	鶴淵 雅子君	浜四津敏子君		
去る十月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。						
同日本院は、裁判官彈劾裁判所裁判員田中直紀君の辞任を許可し、その補欠として次の方を選挙した旨本院事務総長から裁判官彈劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。						
加藤 修一君	渡辺 國一君	聖子君	有村 治子君	山内 徳信君	近藤 正道君	法務委員
橋本 渡辺	聖子君	孝男君	有村 治子君	山内 徳信君	近藤 正道君	辞任
橋本 渡辺	聖子君	孝男君	有村 治子君	山内 徳信君	近藤 正道君	補欠
議長の報告事項						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)						
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第八号)						
同日内閣から次の答弁書を受領した。						
参議院議員姫井由美子君提出スマートインター						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						
及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律						







及びその他の関係機関で構成される地区協議会が、採算性等と併せて、検討を行つてゐる。

連結許可の申請が行われた際には、国土交通大臣は、道路整備特別措置法第三十条第一項の規定により会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に意見を聴いた上で、当該連結許可の申請に係るスマートICが高速自動車国道法第十二条の二第二項第一号の基準に適合すると判断した場合は、スマートICの利用時間を見定していながらも、連結許可をしていふところである。

(号外)

官

報

号

スマートICは、目的地までの走行時間の短縮、スマートIC周辺における土地の有効利用の促進による地域活性化等に資するとともに、救急搬送や災害発生時の緊急輸送においても、重要な役割を担うものであると認識している。

二について

三浦和義氏の共謀罪容疑等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月十五日

喜納 昌吉

米当局から共謀罪容疑をかけられ身柄をロサンジエルスに移送された三浦和義元社長が現地時間十日夜、拘置所内で「自殺」したとされる。三浦氏の経歴のいかんにかかわらず、日本人が米自治領内に殺人罪、共謀罪の二つの容疑で逮捕され、米本土に移送された直後にして共謀罪で起訴される直前に「自殺」したとされる事実は見過ごすことが出来ない。ついては、三浦氏逮捕から自殺に至る間の日米政府間・当局間の協力関係などについて、以下質問する。

一 三浦氏が今年二月二十二日、米領サイパンで殺人罪および共謀罪の容疑で逮捕された際、日本の促進による地域活性化等に資するとともに、救急搬送や災害発生時の緊急輸送においても、重要な役割を担うものであると認識している。

三浦和義氏の共謀罪容疑等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月十五日

喜納 昌吉

本政府・当局は、「一事不再理」の法廷原則があるにもかかわらず殺人容疑までかけられたことに関して米政府・当局に対し、注意喚起、異議申し立て、抗議などをしたか否かを明らかにされたい。

二 三浦氏の「自殺」に関し、日本政府・当局は米政府・当局に対し、真相解明のための厳密な調査を要請したか否かを理由とともに明らかにされたい。

三 今月十二日付の朝日新聞は社会面掲載の「口

ス事件闇の中に」「真相期待したが」と題した記事で、「日米の捜査当局は、有罪立証に向かっての協力関係が日米間にあつたか否かを明らかにされたい。

## 三浦和義氏の共謀罪容疑等に関する質問主意書

## 意書

米当局から共謀罪容疑をかけられ身柄をロサンジエルスに移送された三浦和義元社長が現地時間十日夜、拘置所内で「自殺」したとされる。三浦氏の経歴のいかんにかかわらず、日本人が米自治領内に殺人罪、共謀罪の二つの容疑で逮捕され、米本土に移送された直後にして共謀罪で起訴される直前に「自殺」したとされる事実は見過ごすことが出来ない。ついては、三浦氏逮捕から自殺に至る間の日米政府間・当局間の協力関係などについて、以下質問する。

一 三浦氏が今年二月二十二日、米領サイパンで殺人罪および共謀罪の容疑で逮捕された際、日本の促進による地域活性化等に資するとともに、救急搬送や災害発生時の緊急輸送においても、重要な役割を担うものであると認識している。

二 三浦氏の「自殺」に関し、日本政府・当局は米政府・当局に対し、真相解明のための厳密な調査を要請したか否かを理由とともに明らかにされたい。

三 今月十二日付の朝日新聞は社会面掲載の「口

ス事件闇の中に」「真相期待したが」と題した記事で、「日米の捜査当局は、有罪立証に向かっての協力関係が日米間にあつたか否かを明らかにされたい。

## 五

総じて三浦氏逮捕から「自殺」に至る過程で、同氏が殺人容疑の対象になっていたことが示すように、「一事不再理」がいつたん無視されていた事実は、米当局によつて日本の司法が著しく軽視されたことを物語る。ましてや、日本当局が米当局に協力していたとすれば、言語道断だ。日本の司法が軽んじられていた事實を政府はどう受け止めているのか。明らかにされたい。

## 右質問する。

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出三浦和義氏の共謀罪

容疑等に関する質問に対する答弁書

参議院議員喜納昌吉君提出三浦和義氏の共謀罪容疑等に関する質問に対する答弁書

## 一について

各国の裁判権は、個別の国の判断に基づいて行使されるべきものである。したがつて、米国

が、その裁判権に基づき、御指摘の三浦和義氏を逮捕したことに関して、我が国は、米国政府に対し、御指摘のような抗議等を行う立場にはない。

なお、御指摘の三浦和義氏の逮捕に際しては、北マリアナ諸島検事局に対し、同氏の逮捕理由を確認するとともに、同氏の家族と連絡を取りつつ領事面会を行うなど、邦人保護の観点から必要な支援を行つた。

二について  
お尋ねについては、ロサンゼルス市警察及びロサンゼルス郡検視局により調査が行われていると承知している。政府としては、これら関係当局との間で連絡を取りつつ、調査結果を注視しているところである。

三について  
米国の捜査当局による個別の刑事件件の捜査にかかるることは、お答えすることは差し控えたい。

四について  
我が国が、組織的な犯罪の共謀の罪を規定する犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を成立させることを目的として、米国の捜査当局による捜査に協力したという事実はない。

五について  
米国の司法手続において我が国の確定判決の存在をどのように扱うかは、米国が判断すべき問題であると考えている。

日本政府が支援した研究開発成果の実用化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月十五日

日本政府が支援した研究開発成果の実用化に関する質問主意書

日本政府が支援した研究開発成果の実用化に関する質問主意書

日本企業が台湾や中国に工場を立地している。このような状況を踏まえ、現在までの政府の取り組みに関して、以下質問する。

一 政府は企業ごとにどのような研究開発の補助を行つたか、把握しているか。企業ごとに研究開発の支援をどのような分野でどのような基準でどのくらいの金額で行つているか、具体的に示されたい。また、これらは、各省庁を横断して状況を把握する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 外国では強力な海外企業の工場誘致政策を実施しており、日本企業の工場誘致も進めている中、我が国において国民の税金で進められた研究開発の成果については、支援した企業に対してもその報告とともに国内での実用化を義務付けてその報告とともに国内での実用化を義務付けた上で、国内の雇用の創出に結び付けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、我

が国が現状のまま研究開発のみを支援するのであれば、国内で研究開発を行つたとしてもその成果は海外で利用されてしまう懸念があるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年十月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 河村 建夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出日本政府が支援した研究開発成果の実用化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について  
企業の研究開発に対する国への支援の具体的な内容については、当該支援策を所管している各府省等において、適切に把握しているところである。しかし、お尋ねの、各府省等が「企業ごとに研究開発の支援をどのような分野でどのような基準でどのくらいの金額で行つているか」について、具体的にお示しするには、膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。また、お尋ねの各府省等横断しての状況把握の必要性については、今後検討してまいりたい。

二について  
企業の行う研究開発の成果の活用により国際競争力のある新産業が創造されれば、我が国において質の高い雇用が創出され、所得も増加することにつながる。このため、企業の行う研究開発に対する国への支援においても、その成果が我が国において適切に還元されるようにしていくことが重要であると考えている。

かかる観点から、国が委託する研究開発については、産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)に基づき、研究開発の成果が得られたときに遅滞なく国に報告すること、正当な理由なく研究開発の成果に係る特許権等が活用されていない場合に当該特許権等を利用すること、第三者に許諾すること等を条件として、当該特許権等を受託者に帰属することにより、当該研究開発の成果の効率的な活用を促している。

また、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成三十年法律第六十三号)においては、国の資金により行われる研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に必要な施策を講ずることとされており、本年十一月二十一日の同法の施行を踏まえ、必要な対応を図つてまいりたい。

メタボリック症候群健診に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月十五日

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

メタボリック症候群健診に関する質問主意書  
本年四月から生活習慣病予防対策としてメタボリック症候群特定健診・特定保健指導が開始された。  
この制度に対しても開始以前から様々な問題が議論され、メタボリック症候群の基本的な判断基準となるウエストサイズや特定健診で定められた受診勧奨判定値の基準などが問題となつていた。また、制度開始後も、健診実施率や結果改善向上が企業健康保険・国民健康保険、政府管掌健康保険の保険者の義務と規定されていることから、受診率などが高い保険者に対しては後期高齢者医療支援金を削減するペナルティがかせられることになり、各保険者は対応に苦慮している。このような状況を踏まえ以下質問する。

一 本年四月から開始された特定健診の受診者数・受診率、特定保健指導の指導数・指導率は現在どのような状況になつてあるか、具体的に示されたい。

二 特定健診の診断基準は、五千六百万人の対象者に対して、ごく少数のデータをもとに作成さ

れたと言われている。日本人の半数近くの人が対象となるような場合、通常数万人レベルのデータを集めるべきと考えるが、どの程度のデータをもとにして基準を作成したのか、具体的に示されたい。また、今後基準を見直す用意があるか、政府の見解を示されたい。

三 特定健診における男性の腹囲基準である八十センチメートルは日本人男性のほぼ平均値と言われているが、ある健診協会が、受診者データにこの診断基準を当てはめたところ、五割が「医療機関の受診が必要」となつたという。これでは逆に病人を増やし医療費が膨らむことにならないか、政府の見解を示されたい。

四 特定健診では目標値の設定とともにその達成が義務となっており、メタボリックシンдромが該当者及び予備軍の減少率や特定健診の受診率の低い保険者には、後期高齢者医療費の分担金を多く負担しなければならない制度となつている。ある新聞社の調査では国民健康保険を運営する市町村の八割以上が財政負担覚悟で保健指導を無料化し、受診率向上に躍起になっている。厚生労働省としては、保険者からの報告があつた後に、同基金に対し、その内容についての報告を求めており、現時点で、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五 前述のとおり、この制度には診断基準や医療費削減などに対する疑問点があることから、早急に見直す必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年十月二十四日

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 河村 建夫

参議院議員藤末健三君提出メタボリック症候群健診に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三について  
特定健康診査等は、生活習慣病の発症及び重症化を予防することを目的とするものであり、その着実な実施により、結果として将来的な医療費の伸びの適正化にもつながるものであると考えている。

四について  
厚生労働省としては、特定保健指導の実施率を向上させることも目的として、その自己負担額を無料としている市町村があることは承知している。

五について  
二についてで述べたとおり、選定基準は、これまでに蓄積された調査研究から得られた科学的知見に基づき策定された診断基準を主たる根拠として定めたものである。また、三について述べたとおり、特定健康診査等の着実な実施により、結果として将来的な医療費の伸びの適正化にもつながるものである。したがつて、現段階において、特定健康診査等の制度を見直すことは考えていない。

厚生労働省としては、特定保健指導の対象者を選定する基準（以下「選定基準」という。）を定める際に、平成十七年四月に日本内科学会等八学会が発表したメタボリックシンдромの診断基準（以下「診断基準」という。）を中心とした根拠としたが、診断基準は、これまでに蓄積された調査研究から得られたデータ等に基づき策定さ

官 報 (号 外)

小学校における英語活動等国際理解活動推進

プランに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月十五日

前川 清成

参議院議長 江田 五月殿

小学校における英語活動等国際理解活動推進プランに関する質問主意書

小学校における英語活動等国際理解活動推進プランに要した経費を、原稿料、印刷費等の項目毎に明らかにされたい。

「英語ノート」作成に要した経費を、原稿料、

者、児童、父母、教員らの意見や要望をどのように聽取して、どのように反映させたか。

「英語ノート」は、小学校の各教室においては、どのように利用されているか。

また「英語ノート」に対する児童、教員、父母の評価はいかがか。

八 前記「英語ノート」の利用実態、評価等は、いかなる調査の結果か。

九 英語教育を実施するに当たり、その指導に当たる教員をどのように確保したか。

また教員らに対して、どのような研修やサポートを実施したか。

十 英語教育を実施するに当たり、専門的な英語教育方法を学んだ教員(以下、「専門教員」といいう。)が各小学校に配置されるのか。

あるいはALTが配置されるのか。

国語の音声や基本的な表現等あるにもかかわらず、専ら英語教育を実施するのは何故か。

三 小学校において英語教育を実施する効果については、どのように予測し、あるいは認識して

いるか。

とりわけ従前通りの中学校入学時からの英語教育開始と比して、いかなる効果が期待されるか。

四 「英語ノート」とはいかなるものか。

五 「英語ノート」の作成過程において、学識経験

者、児童、父母、教員らの意見や要望をどのように聽取して、どのように反映させたか。

六 「英語ノート」の作成過程において、学識経験

者、児童、父母、教員らの意見や要望をどのように聽取して、どのように反映させたか。

七 「英語ノート」は、小学校の各教室においては、どのように利用されているか。

また「英語ノート」に対する児童、教員、父母の評価はいかがか。

八 前記「英語ノート」の利用実態、評価等は、いかなる調査の結果か。

九 英語教育を実施するに当たり、その指導に当たる教員をどのように確保したか。

また教員らに対して、どのような研修やサポートを実施したか。

十 英語教育を実施するに当たり、専門的な英語教育方法を学んだ教員(以下、「専門教員」といいう。)が各小学校に配置されるのか。

あるいはALTが配置されるのか。

国語の音声や基本的な表現等あるにもかかわらず、専ら英語教育を実施するのは何故か。

三 小学校において英語教育を実施する効果については、どのように予測し、あるいは認識して

十一 前問に関連して、現時点において、中学校ではどの程度の割合でALTが配置されているのか。

十二 小学校毎で英語教育の内容や、進度が異なつたならば、中学校での英語教育に支障が生じないか。

十三 小学校毎の内容や、進度に関して、何らかの調整が行われているのか。

あるいは小学校と、中学校との間で、英語教育の内容や進度に関して、どのような連絡(引き継ぎ)が行われるのか。

右質問する。

文部科学省としては、小学校の児童を対象として外国語活動を実施することにより、中学校及び高等学校等の外国語科においてコミュニケーション能力を育成するための素地が養われるものと考えている。

三について

文部科学省としては、小学校の児童を対象として外国語活動を実施することにより、中学校

及び高等学校等の外国語科においてコミュニケーション能力を育成するための素地が養われるものと考えている。

四について

「英語ノート」とは、小学校学習指導要領における外國語活動の指導に資するよう文部科学省

が作成する予定の共通教材である。

五について

「英語ノート」の試作版等の作成及び配布に要する経費は、原稿・デザイン作成等経費として

二千百二十六万六千六百二十円、印刷製本費と

して千百四十万五千百円、著作権処理経費として三百八十四万六千二百四十円、こん包発送料として百十九万七千二百四十一円であり、合計

三千七百七十一万五千二百一円である。

外国语の音声や基本的な表現に慣れ親しませな

がら、コミュニケーション能力の素地を養うこ

とである。

外国语活動については、小学校学習指導要領

(平成二十年文部科学省告示第二十七号)におい

て、「外国语活動においては、英語を取り扱う

ことを原則とすること」としている。これは、

英語が世界で広くコミュニケーションの手段と

して用いられている実態や中学校における外

語科は英語を履修することが原則とされている

こと等を踏まえたものである。

参議院議員前川清成君提出小学校における英

活動等国際理解活動推進プランに関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出小学校における英

語活動等国際理解活動推進プランに関する質問に

対する答弁書

一及び二について

小学校の児童を対象として外国语活動を実施する目的は、外国语を通じて、言語や文化につ

いて体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、

## 六について

「英語ノート」の試作版は、大学教員、小学校教員等の協力を得て作成されたものであり、これら者の意見及び要望が反映されている。

## 七及び八について

平成二十年度においては、小学校における英語活動等国際理解活動推進事業の拠点校として指定された小学校において、総合的な学習の時間等で試行的に「英語ノート」の試作版が使用されていているところである。

文部科学省としては、平成二十年度に同拠点校を対象に「英語ノート」の試作版の活用状況に関する調査を実施し、同拠点校の教員等から改善点等についての意見を聴取しているところであります。当該調査の結果も踏まえ、今後、全国の小学校に配布する予定の「英語ノート」を作成する予定である。

九について  
文部科学省としては、平成二十三年度からの小学校学習指導要領の実施に向け、小学校における外国語活動の指導に当たる教員については、研修等を通じ指導力の向上を図ることとしている。

具体的には、平成十九年度及び二十年度に独立行政法人教員研修センターにおいて、都道府県、政令指定都市及び中核市の教育委員会(以下「都道府県教育委員会等」という)の指導主事等を対象とした指導者養成研修を実施すると

もに、平成二十年度から二十二年度にかけて都道府県教育委員会等においてすべての公立小学校の教員を対象とした現職教員研修等を実施す

るよう依頼している。また、文部科学省において、平成二十年度に教員研修用の資料として「小学校外国語活動研修ガイドブック」を作成し、すべての公立小学校等に配布している。

このほか、文部科学省においては、「英語ノート」並びに「英語ノート」に準拠した音声教材、デジタル教材及び教師用指導資料を作成し、平成二十一年度からすべての小学校で使用できるよう、平成二十年度中に配布する予定である。

十について  
文部科学省としては、平成二十三年度以後は、すべての公立小学校に九について述べた現職教員研修等を受けた教員が配置されるよう、都道府県及び政令指定都市の教育委員会に對して依頼してまいりたいと考えている。

十一について  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

いわゆる三浦事件における日本政府の対応に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
二〇〇三年に最高裁判所で無罪が確定した以上、刑事事件として蒸し返しは出来ない。ところが、元被告人三浦和義氏は本年二月、米國自治領サイパンで米捜査当局に逮捕され、ロサンゼルス郡地方裁判所は殺人容疑の逮捕状は無効としたものの、共謀容疑の逮捕状を有効として、結局、同容疑者を本年十月十日にロサンゼルスに移送したところ、同容疑者が自殺するということで終結しました。  
しかし、この件に関する日本政府の対応には様々な疑問もあり、日本において判決が確定した刑事案件に関して、今回の米国捜査当局のような捜査行為が今後とも継続するようであれば、一事不再理の原理がないがしろにされかねない大きな問題である。

そこでこうした事実関係及び法解釈を明確にするため、以下のとおり質問する。  
一 日本において判決が確定した刑事案件について、外国政府から再捜査を含めた司法権の発動に向けた捜査共助の要請がなされた場合、一般的にはこれに応じているか、それとも一事不再理を理由に拒否しているか。

二 政府は、外国政府に対する関係で、一事不再理の原理をどのようにとらえているか。この原

助事が配置された中学校の割合は把握していない。

## 十二について

文部科学省としては、小学校の児童を対象とした外國語活動については、標準となる授業時数、指導内容等を学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)及び小学校學習指導要領において示したところであり、また、中学校學習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)においては、「小学校における外國語活動との関連に留意して、指導計画を適切に作成するものとする」としていることから、各中学校においては、地域の小学校における外國語活動の指導内容を十分把握した上で、指導計画が作成されるものと考えている。

の裁判所において、元妻への殴打事件(殺人未遂)については有罪、銃撃事件(殺人)については無罪がそれぞれ確定している。いうまでもなく日本においては一事不再理の法理によつて、銃撃事件は二〇〇三年に最高裁判所で無罪が確定した以上、刑事事件として蒸し返しは出来ない。ところが、元被告人三浦和義氏は本年二月、米國自治領サイパンで米捜査当局に逮捕され、ロサンゼルス郡地方裁判所は殺人容疑の逮捕状は無効としたものの、共謀容疑の逮捕状を有効として、結局、同容疑者を本年十月十日にロサンゼルスに移送したところ、同容疑者が自殺するということで終結してしまった。

しかし、この件に関する日本政府の対応には様々な疑問もあり、日本において判決が確定した刑事案件に関して、今回の米国捜査当局のような捜査行為が今後とも継続するようであれば、一事不再理の原理がないがしろにされかねない大きな問題である。

そこでこうした事実関係及び法解釈を明確にするため、以下のとおり質問する。

官 報 (号 外)

理は日本国内においてのみ適用されるもので

あつて、外国政府が日本人容疑者に対して刑事司法権を発動しようとするときには、同じ刑事

事件であつても一事不再理の原理は外国政府には適用されないから、この原理を理由に日本人容疑者保護は出来ないと考えるか。

三 いわゆる三浦事件では、米国側からの要請に応じて捜査共助を行つたか、行つたとすればどのような共助を行つたか。例えば故三浦氏に

とつて不利益と思われる刑事案件に関する情報を米側に提供したか。それとも一事不再理の理由に拒否ないしは共助の制限をしたか。

四 仮に故三浦氏にとって不利益な刑事案件に関する情報を同人の承諾なく米側に提供していたとすれば、日本政府が日本人のプライバシーを侵害したことにはならないか、あるいは一事不再理の原理に違反するものではないかと思われるが、どうか。

五 故三浦氏は無罪確定後、各國政府への保護要

請が記された旅券を得てサイパンに赴いて逮捕されたわけであるが、日本政府は米側に対し、銃撃事件における一事不再理の原理の主張、釈放交渉その他日本人容疑者保護に向けた取組は行つたか。行つたとすればどのような取組をしたか、それに対する米側の対応はどうであつたか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年十月二十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出いわゆる三浦事件における日本政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

にかかることであり、お答えすることは差し控えたい。

五について

御指摘の三浦和義氏の逮捕に際しては、北マリアナ諸島検事局に対し、同氏の逮捕理由を確認するとともに、同氏の家族と連絡を取りつつ領事面会を行い、同氏の健康状態の確認及び留置状況、待遇等に関する要望の聴取を行い、当該要望について同氏の家族や北マリアナ諸島当局に伝達するなど、邦人保護の観点から必要かつ可能な支援を行つた。

一 調査項目あたりの検査費用について、各々平成十九年度実績を示されたい。あわせて、検査

切に対応することとなるが、これらの法律等において、同一事件について我が国で判決が確定していることは、直ちに捜査共助の拒否事由となるものではない。

二 各国の裁判権は、個別の国の判断に基づいて行使されるべきものであり、日本国憲法第三十九条の規定も、外国の裁判権の行使について定めたものではない。したがつて、外国が、その裁判権に基づき、我が国において確定判決を受けた者の刑事责任を追及することについて、我が国は、当該外国政府に対し、抗議等を行う立場にはないと考えている。

参議院議長 江田 五月殿

藤本 祐司

三 報道(十月八日のテレビ朝日報道ステーション)によれば、ベトナムから輸出する米穀につ

いては、日本を除く各國とも、現地検査機関によって検査を実施しているが、日本のみ現地検査機関を利用せず、海外貨物検査株式会社(O M I C)の現地事業所がサンプリングし、それを財団法人日本穀物検定協会(以下「検定協会」という。)に送付し、検査が実施されているとしている。輸出国における安全性の検査は、信用

米国の検査当局による個別の刑事案件の検査

一 「輸入米穀買入委託契約書」において、輸出国における安全性の検査は、食品衛生法に基づく

官 報 (号 外)

出来的検査機関がないなど特段の事情がある場合を除き、当該輸出国の検査機関に行わせるのがコスト面等から当然の取り扱いと考える。現地の検査機関を利用しない理由及びOMICを介在させてサンプリングさせている理由を具体的に示されたい。

い。　　ている理由を明らかにされたい。また、乙が事が故品等を買い受ける際の価格はどのように決められるのか、過年度の実績とともに示された

まえ、今後の米穀の検査における安全性の確保及び効率的な検査体制の整備に向けた政府の考え方を示されたい。

おいても、輸入業者による安全性確認検査の委託先は、財団法人日本穀物検定協会(以下「検定協会」という。)になつており、検査項目は、産地検査で農業二百二十八品目の残留量及び遺伝

か。その名称と処理能力及び平成十九年度の調査項目別調査量の実績を示されたい。

査に係る費用は、国が負担することとなつてゐる(第四条第一項第二号)。ミニマムアクセス米の輸入開始以降、国が支出した年度別検査費用

い。  
六 そもそも、輸出国における安全性の検査の実施について、買入委託契約の相手方の責任で実施するのではなく、国の指示及び国の負担で実施していることに対する政府の考え方を示された  
額、契約形態（競争（一般・指名）入札、随意契約）を示されたい。

七 「輸入米穀買入委託契約書」において、一事故品等」と区分されたものについては、甲(農林水産省)に引渡を行つた後に、乙(輸入業者)は、これを甲から買い受けるものとされてゐる(第十五条第三項)。乙が甲に事故品等を引き渡し、乙が甲から事故品等を再度買い受けるとし

八 検定協会がこれまでに受け入れた農林水産省での勤務経験がある者の人数と、平成二十年度

て、これまでにO M I Cに就職した農林水産省もしくは検定協会での勤務経験がある者の人数と平成二十年度に在職している農林水産省もしくは検定協会での勤務経験がある者の人数と役職名を示されたい。

九 検定協会が取り扱

抜つた農産物検査をみると

参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員藤本祐司君提出輸入米穀の検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

政府が米穀の輸入を目的とする買入れを行なう場合には、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第二百三十三号。以下「食糧法」という)第三十条第一項の規定に基づき、他に委託しており、その委託を受けて当該米穀

の輸入を行う者（以下「輸入業者」という。）は、政府との間で締結した輸入米穀買入委託契約（以下「委託契約」という。）に基づき、輸出国ににおいて買入れの対象となる米穀の安全性を確認するための検査（以下「安全性確認検査」という。）を行うこととなつてゐる。

平成十九年度に安全性確認検査を実施した半穀の輸入相手国は、米国、タイ、ベトナム及び豪州となつてゐる。これらの四か国のいずれに

二について

輸入業者による安全性確認検査の委託先については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二二





のものを把握しているが、お尋ねの本年一月以降の各月の件数は、それぞれ、一月が約一万九千件、約一万六千件、約三万八千件、二月が約三万二千件、約一万九千件、約五万二千件、三月が約五万三千件、約一万五千件、約八万九千件、四月が約八万三千件、約一万六千件、約十万五千件、五月が約九万六千件、約二万件、約二十三万二千件、六月が約十二万二千件、約二万三千件、約三十三万件、七月が約十一万三千件、約二万四千件、約四十二万件である。なお、未処理件数については、月末時点の件数である。

また、お尋ねの平均処理待ち期間については、把握していない。

## 二について

社会保険庁においては、月初めではなく月末時点での職員の数を把握しており、お尋ねの本年一月以降の職員の数については、本年一月末時点の総数が三十八人、うち専任の常勤職員が十五人、社会保険庁本庁又は地方社会保険事務局等からの支援職員（以下「支援職員」といいう。）が十二人、非常勤職員が六人であり、二月末時点の総数が六十一人、うち専任職員が二十三人、支援職員が十二人、非常勤職員が六人、派遣職員が二十人であり、三月末時点の総数が五十六人、うち専任職員が二十三人、支援職員が十二人、非常勤職員が六人、派遣職員が十五

人であり、四月末時点の総数が五十六人、うち専任職員が三十五人、非常勤職員が六人、派遣職員が十五人であり、五月末時点の総数が八万二人、うち専任職員が三十六人、非常勤職員が六人、派遣職員が四十人であり、六月末時点の総数が百一人、うち専任職員が六十七人、非常勤職員が六人、派遣職員が二十八人であり、七月末時点の総数が百十人、うち専任職員が四十五人、非常勤職員が六人、派遣職員が五十九人であり、八月末時点の総数が百二十七人、うち専任職員が四十六人、非常勤職員が六人、派遣職員が七十五人であり、九月末時点の総数が百四十五人、うち専任職員が四十四人、支援職員が十五人、任期付職員が五人、非常勤職員が六人、派遣職員が七十五人である。

## 三及び五について

社会保険庁としては、本年十月に裁定変更処理に従事する職員の数を二百三人に増員したところであるが、今後とも、裁定変更処理の申出の件数や裁定変更処理の件数の推移に応じ、必要な職員の配置に努めることとしている。

また、従事職員数を含む事務処理体制の状況については、今後、適宜公表してまいりたい。

人であり、四月末時点の総数が五十六人、うち専任職員が三十五人、非常勤職員が六人、派遣職員が十五人であり、五月末時点の総数が八万二人、うち専任職員が三十六人、非常勤職員が六人、派遣職員が四十人であり、六月末時点の総数が百一人、うち専任職員が六十七人、非常勤職員が六人、派遣職員が二十八人であり、七月末時点の総数が百十人、うち専任職員が四十五人、非常勤職員が六人、派遣職員が五十九人であり、八月末時点の総数が百二十七人、うち専任職員が四十六人、非常勤職員が六人、派遣職員が七十五人であり、九月末時点の総数が百四十五人、うち専任職員が四十四人、支援職員が十五人、任期付職員が五人、非常勤職員が六人、派遣職員が七十五人である。

## 六について

社会保険庁としては、今後とも、社会保険業務センターにおける職員の再配置、新たに採用する任期付職員の重点配置、派遣職員の配置、社会保険庁本庁及び地方社会保険事務局からの同センターに対する支援等により事務処理体制の確保を図るとともに、社会保険オンラインシステムの機能強化を行うこととしている。こうした取組により、社会保険事務所で受付を行った航空機に対し、違反船が存在する場合、これを監視し通報することを義務づけている。この新法は成立の経緯から、日本の「調査捕鯨」を主な対象としていることは明らかだ。ついては以下、質問する。

一 新法成立後、政府はどのような対応策を練つたか、あるいは策定中かを理由とともに明らかにされたい。

二 政府は今後、調査捕鯨船の同水域内での捕鯨活動をしないようにするのか否か、明確にされたい。

三 チリ政府の新法公布措置は、反捕鯨国が国際世論の相当部分を形成している現状から、他の捕鯨反対国に同様の立法措置をとるのを促す可能性があると言えるが、この点について政府は

公表することは考えていない。

## 四について

裁定変更処理に要する期間については、受給者本人の状況によつても異なつてくることから、裁定変更処理の受付の段階で、具体的につつ裁定変更処理が完了するかお伝えすることは困難であるが、受給者本人には、裁定変更処理にはある程度の期間を要する旨を説明し、御理解いただくよう努めているところである。

六について

社会保険庁としては、今後とも、社会保険業務センターにおける職員の再配置、新たに採用する任期付職員の重点配置、派遣職員の配置、社会保険庁本庁及び地方社会保険事務局からの同センターに対する支援等により事務処理体制の確保を図るとともに、社会保険オンラインシステムの機能強化を行うこととしている。こうした取組により、社会保険事務所で受付を行った航空機に対し、違反船が存在する場合、これを監視し通報することを義務づけている。この新法は成立の経緯から、日本の「調査捕鯨」を主な対象としていることは明らかだ。ついては以下、質問する。

一 新法成立後、政府はどのような対応策を練つたか、あるいは策定中かを理由とともに明らかにされたい。

二 政府は今後、調査捕鯨船の同水域内での捕鯨活動をしないようにするのか否か、明確にされたい。

三 チリ政府の新法公布措置は、反捕鯨国が国際世論の相当部分を形成している現状から、他の捕鯨反対国に同様の立法措置をとるのを促す可能性があると言えるが、この点について政府は

平成二十年十月二十二日

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

チリによる捕鯨禁止水域設定に関する質問

主意書

チリによる捕鯨禁止水域設定に関する質問

意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

どう展望しているのか、明らかにされたい。

四 政府は国連安保理常任理事国入り(以下「入常」という。)を狙っているが、小泉元首相は靖国神社に頑なに参拝して安保理常任理事国・中國を怒らせ、結果として「入常」は挫折した。

「入常」には、国際社会の広範な部分および常任理事国の普遍的な支持が不可欠だが、普遍性が全くない靖国参拝によって日本外交はいたずらに偏狭な守旧思想を国際社会にさらけ出し、巨額の外交費を無駄にし、外交面での打撃を被つた。国際社会で長らく問題視してきた「調査捕鯨」も普遍性に欠けると言わねばならない。

政府が「入常」を外交上の悲願とする一方で「調査捕鯨」を続けるとすれば、小泉元首相が為した愚かな行為が招いたのと同じような結果を招来する恐れもないとは言えない。「入常」外交と、「反外交」とも言うべき「調査捕鯨」との間に矛盾があるが、政府はこの矛盾を放置したままで「入常」外交を進めるつもりなのか。見解を理由とともに明らかにされたい。

右質問する。

官 報 (号 外)

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出チリによる捕鯨禁止水域設定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出チリによる捕鯨禁止水域設定に関する質問に対する答弁書

禁止水域設定に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十二日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

共同親権法制化に関する質問主意書

民法八百十九条では、離婚後の親権は父母の一方のみが親権者となる単独親権制度となつてお

り、婚姻中は共同親権であるが、離婚時にはどちらか一方の親の単独親権に決めなければならぬ。

一方、欧米の先進国では一九六〇年代後半から一九八〇年代後半にかけて離婚制度の大改革が行われ、離婚の自由化が進み、これにより離婚に巻き込まれる子供の数が急増したことから、立法者の最大の関心は、子供の福祉、子供の利益に最大の配慮を払うことに集中してきた。その結果、離婚が子供に与える影響を最小限に抑えるために、共同親権、共同監護、直接交渉権の地位強化が図られてきた。

日本でも離婚数が年々増加して、厚生労働省の調査によると平成十四年には戦後最高の離婚数を記録している。離婚時の親権の帰属をめぐる紛争や、離婚後の子供の監護に関する処分をめぐる紛争は年々増加しており、子供に大きなストレスと不安を与え、その健全な成長を阻害しかねない状

態にある。これを踏まえて以下質問する。

一 現行の民法八百十九条に定めている、単独親権制度は、核家族化や女性の経済的地位の向上、父親の育児に対する意欲の昂進や少子化等により、家族の実態が激変している中で、子供の権利ないし利益について法解釈によつてのみ対応し、個別具体的な事情に即し十分に機能を果たすことが困難となつており、現在のこのようないくつかの問題が生じている。これらは、政府の見解を示されたい。

二 現行の単独親権制度は、制度を定めた当時とは考えていない。なお、現時点では、チリ以外の国で同様の国内立法措置を探ろうとする動きがあるとは承知していない。

四について

政府は、従来より、国連安全保障理事会(以下「安保理」という)改革及び我が国の安保理常任理事国入りの早期実現に向け、外交努力を重ねてきており、かかる方針にいささかの変更もない。

なお、我が国が行つてゐる調査捕鯨は国際捕鯨取締条約(昭和二十六年条約第二号)に従つて公海上で実施されている合法的な活動であり、我が国としては、捕鯨に反対する国はあるが、引き続き捕鯨問題に関する我が国の立場への理解を反捕鯨国に対して求めていく考えである。

三 親権をめぐり離婚紛争が長期化、複雑化し、親権という権利を奪い合うという現行の単独親権制度に代え、子供に対する共同責任をいかに果たすべきかという制度である共同親権制度を導入することにより、無用な紛争も減少するとともに、単独親権の濫用の弊害も無くすことが



し提出した。しかしその報告書には右の副所長の発言がそのまま載せられていたため、立腹した中国地方整備局は、調査のやり直しを命じた。このため中国電力は天下りした前出〇Bを通じて中国地方整備局と調整し、問題の副所長の発言を訂正し、再度、国へ「調査報告書」を提出出した。

この行為は国土交通省の「談合」・「隠蔽」体質そのものと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 前社長の「意見書(反論書)」への国土交通省および経済産業省の対応拒否について

しかしこの再提出された「調査報告書」について、中国電力白倉茂生前社長が、「虚偽の内容が多い」として平成十八年十一月六日付で中国地方整備局と経済産業省原子力安全保安院に代理人弁護士を通じて「意見書(反論書)」を提出した。ところが中国地方整備局は、副所長のこと以外は、社内のこととして、受け取りを拒否したので、代理人は担当官の机の上に置いて帰った。一方、郵送した経済産業省からは未だ全く回答はない。

両省は、なぜ、前社長が提出した「意見書(反論書)」を真摯に受け止めて吟味しなかつたのか、その理由を明らかにされたい。

四 社員への人権無視の尋問行為と、国による無視について

国への「調査報告書」を作成するにあたり、中国電力は東京の弁護士事務所に依頼して、内部

告発者だと目星を付けた社員の取り調べを行わせた。この取り調べで、「朝日新聞にどのように資料が提供されたか覚えはないか」、「朝日新聞から、何時頃、どのような内容の取材を受けたか」、「あなたが保管していた土用ダム問題の議事録メモを誰かに情報提供した覚えはないか」と言う尋問が三時間にわたって繰り返されている。

さらに、この社員は、中国電力の人事担当役員に、「これ以上しゃべると、どうなるか分からぬいぞ」と云つた類いの脅しまでかけられ、こうした社内外の度重なる人権と尊厳を踏みにじつた取り調べ・脅しのため、恐怖心で、精神的に参り、体調を崩して入院していた。退院後も取調べがトラウマとなり、その話題になると今でも恐怖心を感じるという。

結局、当人は関係会社へ出向させられた。こうした取り調べ状況を国(国土交通省、経済産業省)にも伝えたが、放置されたままである。中国電力の関係役員達と東京の弁護士事務所の行為は明らかに、「人権侵害」であり、「公益通報者保護法」違反と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 改竄データを使用して発電所運転許可を与え、発覚後も運転継続を黙認している事について

中国電力の俣野川発電所二号機、四号機は、それぞれの発電所が建設された当時の多田社長、高須社長が、当時の通商産業大臣に対し

て、使用前検査を申請し、検査合格後、運転許可を得ている。

その後、この重要な使用前検査が、改竄され

た土用ダムのデータを使用して検査合格していることが分かった。本来、データ改竄・隠蔽が発覚したら直ちに、使用前検査のやり直しを行なうべきであるのに、未だ、そのまま運転を続けている。

経済産業省はなぜ、そのまま運転を続けさせているのか、もし国土交通省がわざか一日の現場確認で安全だと言つたことを、そのまま鵜呑みにしていたとしたら、それこそ無責任である。なぜ、使用検査をやり直さなかつたのか、明らかにされたい。

六 甘利大臣(当時)・経済産業省と中国電力幹部との関係について

当時の甘利明経済産業大臣は、平成十六年から平成十七年までの二年間、中国電力高須前会長の強い後援を得て、広島市のリーガロイヤルホテルで「甘利明君を励ます会」を開催していた。

このこと自体、職務権限と政治資金に絡む重大な疑惑である。

しかも改竄・隠蔽事件が新聞報道された以

て、報道当日に行つた、ダム安全性確認のための「緊急調査」の信憑性について

平成十八年十月三十一日、朝日新聞が告発記事を報道した日に、中国地方整備局は担当官を土用ダムに派遣して緊急調査を行い「ひび・漏水はなかった」と安全宣言をしているが、このダムにたどり着くだけでも半日かかるのに、一日だけの日帰り検査でどんな検査をしたのか疑問が残る。詳細な報告書を公表されたい。

右質問する。

平成二十年十月三十一日

参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員又市征治君提出発電用ダムの国への報告データ改竄・隠蔽に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出発電用ダムの国への報告データ改竄・隠蔽に関する質問に対する答弁書

について

国土交通省としては、御指摘の「内部告発」を受け、事実関係を調査する必要があると判断したことから、内部告発者が特定されないよう配慮しつつ、中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)に事実関係の調査を求めたものであ

にされたい。

り、このことが公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)の趣旨等に反するものではないと考えている。

## 二について

国土交通省としては、御指摘の「副所長」から御指摘のような発言は行っていないとの報告を受けており、「談合」・「隠蔽」との御指摘は当たらないものと考えている。

## 三について

国土交通省及び経済産業省としては、御指摘の「意見書(反論書)」については、中国電力から既に提出されていた調査報告書と比較して、中国電力保野川発電所土用ダム(以下「土用ダム」という。)のダム堤体の沈下量等のデータの改ざん事案に関して、ダムの安全性に関する新たな情報を含むものではなく、河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)及び電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十号)に基づく処分等に影響を与えるものではないと判断したものである。

## 四について

国土交通省及び経済産業省としては、御指摘の「中国電力の関係役員達と東京の弁護士事務所の行為」の事実関係について把握しており、お答えすることは困難である。

経済産業省としては、土用ダムのダム堤体の沈下量等に関するデータの改ざん事案については、電気事業法に基づき、中国電力から土用ダ

ムの安全性等に関する報告を徴収するとともに、土用ダムへの立入検査を行い、土用ダムの安全性について厳格に確認を行った結果、土用ダムが電気事業法に基づく技術基準に適合する

ように維持されており、運転の継続に支障がないことを確認したものである。

なお、経済産業省としては、土用ダムのダム堤体の沈下量等に関するデータの改ざん等を確認したため、中国電力に対して、電気事業法に基づき中国電力が定めた保安規程の変更命令や

中国電力本社への立入検査を行うなど、再発防止の観点から指導監督を行ったところである。

## 六について

経済産業省としては、御指摘の「新聞報道」があつた平成十八年十月三十一日から甘利前経済産業大臣が経済産業大臣の職を退任する平成二十年八月一日までの間ににおいて、同大臣及び経済産業省の幹部職員が、職務として、中国電力の幹部との間で、電気事業の現状及び在り方並びに地域経済の現状に関する意見交換を行つたことを確認している。

## 七について

平成十八年十月三十一日の調査は、国土交通省中国地方整備局の担当者が、目視による土用ダムの堤体の外観調査等を行つたものであり、当該調査に係る詳細な報告書は存在しない。

竹林被害と竹の資源活用に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十三日

谷岡 郁子

参議院議長 江田 五月殿

竹林被害と竹の資源活用に関する質問主意書

かつての日本では、竹は人間の生活には欠かせない重要な資源であったが、今日では石油系製品等の普及によって、かつてほど使用されなくなつてしまっている。その一方で、国内には多くの竹林が残っているが、それら竹林は高齢化などの理由から維持管理が困難となり、竹林の拡大による被害が全国各地で発生している。特に、過疎高齢化の度合いが高い中山間地においては、維持管理のための扱い手不足は深刻であり、地域社会の維持のためにも、有効な対策が求められている。

他方で今日、地球環境問題への対応は、緊急の政治課題となつてゐる。特に温暖化対策、石油以外の資源活用の視点から、バイオマス政策は重要な課題であり、農林水産省も「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」を基本として、バイオマスに関する研究開発と政策展開を積極的に推進しているものと認識している。しかしながら、現在の穀物価格高騰の一因がバイオエタノール生産であることに示さ

れているように、バイオマスの推進は予想外のリスクを伴う可能性があることも事実である。バイオマスに限らないが、リスクに対する予測とそれに対する迅速な対処は、政策の推進と同時に進められなくてはならないと考える。

先述のように、竹は古来から日本人が利用してきた重要な資源であるが、今日では各地で竹林被害をもたらしており、その被害を防止するために一定の利用が求められている。この竹をバイオマス資源として有効利用をすることは、単なる代替エネルギー開発にとどまらず、地域課題と地球環境問題の解決に結びつく可能性を有しております。またその実現がを目指されるべきである。

よつて以下質問する。

一 今日、農林水産省として、竹林被害をどこまで把握しているのか示されたい。また、竹林被害についての調査結果や統計があれば、経年変化を含めて示されたい。

二 前記の竹林被害への対策について、国として、どのような対策を、どの程度実施しているのか。具体的な対策と、その進捗について説明されたい。また、対策が検討段階にある場合は、検討課題を含めて明示されたい。

三 竹林被害への対策として、現代の状況に見合つた竹利用を検討すべきであるが、その一環として、バイオマスにおける利用を考えられる。国として、バイオマス政策において竹をどのように位置づけているのか、具体的に明示されたい。特に、バイオマスでの利用について

は、バイオ燃料（バイオエタノール）の製造と竹を利用した発電（木質発電やガス化炉など）が考えられる。現在は検討段階かもしれないが、そのバイオ燃料製造と発電の双方についての現状、竹を用いた場合に予想されるリスクや問題点とそれへの対策、将来的な展望を示されたい。

四 先述の通り、竹林被害は、特に高齢化の進んだ中山間地の農山村で深刻な問題となつてゐる。バイオマス政策において竹を利用する場合、これら地域の振興と結びつけて実施する必要があると考えるが、農林水産省として、農山村振興策とバイオマス施策をどのように関連づけているのかを考えを示されたい。

五 当方が調べたところによると、都道府県のものを含め、試験場など現場に近い農政においては、竹利用のための技術開発の努力がなされている。その努力は尊いものであるが、より多くの国民が竹を利用し、地球環境問題に効果的に寄与するには、竹利用の普及促進に関する政策も必要である。そこで、現段階において、そして今後において、竹利用を普及するどのような策を有し、また検討しているのか示されたい。

六 一九九五年の阪神淡路大震災以降、市民ボランティアが注目され、森林管理においても間伐を行うボランティアグループなどが各地に登場しており、その一部はセミプロ化している。しかし、実際の間伐作業には困難も多く、多くの

市民ボランティアにとつては実際の参加が難しい領域である。それに対して、竹林管理（伐採や搬出）は、より多くの市民の参加にとって障壁が高ないと考えられる。実際、地域単位で

参議院議員谷岡郁子君提出竹林被害と竹の資源活用に関する質問に対する答弁書

竹林対策と市民参加を結びつけるような取り組みがなされている。例えば、愛知県小牧市の大草地区では、竹の伐採とアートとを結びつけた

「バンブーインスタレーション」が開催され、また愛知県岡崎市の額田地区では伐採した竹を利

用して水鉄砲をつくり「竹水鉄砲合戦」を行うという普及啓発活動が実施されている。このよう

な竹林被害に対応する市民ボランティアや地域

コミュ二ティの取り組みを農林水産省としてどこまで把握しているのか、示されたい。また今

後、このような取り組みに対して、国としてどのように対応していくかについてもあわせて示されたい。さらに、竹林対策への市民ボラン

## 二について

造林地に植栽した樹木以外の木竹が侵入し、森林の育成に支障が生じる場合に行う当該木竹の除去等の処理について、森林整備事業等の補助対象としているところである。

また、竹の加工施設等の整備に対して助成す

ることも、竹材の利用促進のための技術開発など、竹資源の有効活用に向けた取組を行つているところである。

なお、森林整備事業等においては、竹以外のものも除去等の処理の対象となるため、竹のみを対象とした処理の実績については把握していない。

右質問する。  
平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出竹林被害と竹の資源活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

## 三について

バイオ燃料の製造に当たつては、竹を含め、

## 四について

農山村地域は、竹に由来するものを含めバイ

原材料の供給が不安定であること、原材料の生産から輸送、バイオ燃料の製造までの各工程のコストが高いことなどが課題となつていている。

このような課題の解決を図るため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）が平成二十年十月一日から施行されたところであるが、同法第二条第三項に規定する特定バイオ燃料として、農林漁業有機物資源のバイ

オ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）第二条第一号及び第二号において、「竹炭」及び「木竹」に由来する農林漁業有機物資源を破碎することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したもの」が掲げられているなど、竹はその活用を推進すべきバイオマスの一つとして位置づけられている。

竹を利用したバイオ燃料の製造については、農林水産省の委託研究プロジェクトである「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」において、平成十九年度から五年間の予定で竹のエタノール化に関する研究を開始したところである。

また、平成二十年度より、竹を利用した発電や熱供給に関する実証研究が実施される予定である。

オマスの供給に関して極めて重要な役割を担うものであることから、バイオマス施策の推進によりバイオマスの新たな需要の開拓とその有効活用を図ることを通じ、農林業の持続的かつ健全な発展に寄与し、農山村地域の活性化に資するものと考えている。

### 五について

竹利用の普及促進については、竹垣などの建築資材やかごなどの生活資材といった従来の用途のみならず、新たな用途への利用を普及することが重要であると考えている。

このため、「森林・林業・木材産業づくり交付金」の交付により、竹を粉末状にして飼料などの新規用途に供するための加工施設の整備等を支援しているほか、平成二十年度からは、「専用林産物消費・流通総合支援対策事業」により、低コストで竹資源の有効利用ができるような竹林管理方法の検討及び竹林作業用機械の開発等を支援しているところであり、これらの施策によって、竹利用の普及促進に努めてまいりたい。

### 六について

平成十九年三月に林野庁森林整備部研究・保全課が、森林の造成及び維持のための植栽等を行っている団体を対象に実施した「森林づくり活動についてのアンケート」によると、平成十八年度に行つた活動の主な内容、目的を問う質問に対し回答のあつた九十二団体のうち二

百四十五団体が、「竹林の整備」を挙げており、その中には森林に侵入した竹による被害に対応する活動が含まれていると考えている。

また、森林に侵入した竹による被害に対応する市民ボランティア等の取組に対しては、「地域活動支援による国民参加の縁づくり活動推進

事業」により助成を行つてある。なお、御指摘の竹林対策へのボランティア参加とそこで得られた竹利用とを結びつける事例や構想については、ボランティア団体が竹の伐採に加えて竹炭の製造を行うなど、地域ごとの創意工夫で行われているものと認識している。

農作物への鳥獣被害と対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十三日

谷岡 郁子

参議院議長 江田 五月殿

農作物への鳥獣被害と対策に関する質問主意書

近年、特に中山間部の農山村では、イノシシ、シカ、カモシカ(地域によつてはサル、クマ、エゾシカ)等による農作物への鳥獣被害が深刻になつてゐる。各農家や地域レベルで防除用ネット

を設置するなどの対策は行つてゐるが、そのような対処ではおいかないのが現状である。

第一百六十八回国会では、このような現状に対し「鳥獣被害防止法」が成立したが、この法律に基づいて実際にどのような具体的な施策を実施するか

が今後、重要な課題となる。特に、被害の深刻な中山間地の農山村では、他方で高齢化が進む中での地域振興という課題を抱えており、このふたつの課題をあわせて考えることが求められている。

そして、いずれの課題も地域の主体的取り組みによつてのみ、解決が図られ、中山間地の農山村の持続に結びつくと考えられる。

よつて、以下質問する。

一 現在の鳥獣被害は、全国でどの程度発生しているか、被害を起こしている鳥獣ごとに、被害件数、駆除数、被害額、被害地点などについて、経年変化を含めて示されたい。また、鳥獣被害についての調査態勢はどうのようになつてゐるかについても説明を求める。

二 鳥獣被害に対しては、二〇〇七年に成立した「鳥獣被害防止法」に基づいて、国としても被害防止に向けて努力しているものと認識している

が、実際にどのような実施態勢を組んでおり、また法律が成立してから的一年間でどの程度の効果があつたのか説明を求める。なお、駆除数を示す場合には、狩猟免許の甲乙別の数値も示されたい。

三 鳥獣被害対策については、単に完全に駆除す

れば問題が解決するわけではなく、生息数の調査・管理を前提に、駆除圧を調整するフィードバック方式による駆除が望ましいと考えるが、このような生息数管理による駆除圧の調整について考えを示されたい。

### 四

鳥獣被害防止法の第十五条では、被害防止に

係る人材の育成について明記している。この点は評価できるが、法に基づいて実際に有効な具体的な人材育成策が展開されなければ意味はない。ここで求められるのは、鳥獣被害の防止による農業環境の維持のみならず、地域の環境、特に生物多様性の持続性をも視野に入れ、駆除と共存を同時に行えるような人材であるべきと考へるが、国としてはどのような人材を想定しているのか示されたい。

また、同法では「人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずる」としているが、その研修は、単に学識経験者による机上の講習会ではなく、スキルを持つ経験者が、実践的な指導を行うことが必要であると考えられている。近年、猟師の高齢化などが指摘されているが、そのような実践指導できる経験者がどの程度おり、また人材育成においてそのような猟師をどのように指導に関与してもらつているのかを明示されたい。

五 同法第十条では、処理するための施設の充実や処理方法の指導について言及しているが、ここでいう処理とはどのようなことを指している

のか説明を求める。また、処理のなかで最も重  
要なものは、解体であると考えられるが、その  
ような技術については、同法第十五条规定ある人  
材の育成に含まれているのか確認したい。さら  
に、処理施設の充実については、どの程度の施  
設をどのように整備するのか、そして整備され  
た施設をどう運用するつもりなのか、イニシヤ  
ルコスト、ランニングコスト双方の費用的な面  
を含めて明示されたい。

得し、甲種(ワナ)による捕獲を行うことが最も有効であり、また、そのような農家が、鳥獣被害の原因となつてゐるイノシシ、シカ、カモシカ等を地域資源として活用していくことが、地域間交流を含めた地域活性化にも結びつくと考えられる。特に地域資源としての経済的活用については、持続可能性を視野に入れた個体調整が求められるが、その持続可能性を確保するためにも、その地域に生きる農家が関わることが

最も有効であると考える。そこで、そのような政策展開の可能性について、国としての考え方を示すとともに、そのような具体的な事例をどのように把握しているのか、示されたい。

が厳しく、多くの自治体が人員削減を伴う行財政改革に取り組む中で、自治体職員を隊員とすることが現実的であるのかどうか、考えを示されたい。

平成二十一年十月三十一日  
内閣総理大臣 麻生 太郎  
参議院議長 江田 五月殿  
-----  
参議院議員谷岡郁子君提出農作物への鳥獣被害  
と対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付  
する。

参議院議員谷岡郁子君提出農作物への鳥獣被害と対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

鳥獣による農作物の被害金額については、毎年度、都道府県から報告を受けており、平成十九年度でイノシシは約五十億円、シカは約四十

七億円、カラスは約二十六億円、サルは約十六億円、鳥獣全体で約百八十五億円となつている。それぞれ平成十四年度と比較すると、イノシシは約一・〇倍、シカは約一・二倍、カラスは約〇・六倍、サルは約一・一倍、鳥獣全体で約〇・九倍となつてゐる。なお、被害件数、農作物に被害を及ぼしている鳥獣の捕獲数及び被害地点については把握していない。

「について」

国においては、鳥獣による農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害(以下「農林水産業等に係る被害」という。)に対するため、平成二十年八月一日から、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため特別措置に関する法律(平成十九年法律第二百三十四号。以下「法」という。)を所管する農林水産省が、鳥獣被害対策室を設置し、関係省庁が連携して鳥獣被害防止対策を実施している。

また、法は、平成二十年二月二十一日に施行され、法第四条第一項に定める被害防止計画は、平成二十年八月末現在で三百二十五市町村において作成されているところであり、その効果については今後明らかになるものと考えている。

三について

鳥獣被害防止対策においては、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえて個体數調

四について 法第十五条に規定する鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材としては、行政機関の職員や研究機関の研究者等法第四条第一項に定める被害防止計画の作成及び鳥獸の保護管理に関する専門的知見を有する者、農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第八条に規定する普及指導員等被害防止対策に関する専門的知見を有する者、狩猟免許を受けた者等捕獲等に関する専門的知見を有する者等を想定している。

また、人材の育成を図るための研修については、狩猟免許を受けた者に関しては、狩猟免許の更新に際して受けることとされている管轄都道府県知事による講習において、併せて実施することとしており、当該講習の講師に、狩猟免許を受けた者の中から特に指導力の卓越した者を充てるなどしているところである。

五について 法第十条に定める鳥獸の処理とは、捕獲現場での埋設、処理施設での焼却、肉としての利活用、鳥獸の保護管理に関する学術研究への利用等である。

法第十五条においては、鳥獸による農林水産業

官 報 (号外)

業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者の育成を図ることとしており、鳥獣の処理に関する技術は、ここでいう専門的な知識経験に含まれる。

また、処理施設の充実に関しては、被害防止計画に基づき捕獲等をした鳥獣が適正に処理されるよう、地方公共団体等において処理施設を整備することとされている。国としては、この整備及び処分経費に対する財政支援を行うことにより、処理施設の充実に努めているところである。

六について  
法第九条第一項に定める鳥獣被害対策実施隊については、都道府県からの報告によると、平成二十年八月末現在で、九市町村において設置されている。

鳥獣被害対策実施隊の隊員については、地域全体で被害防止対策に取り組む体制を早急に確立することが重要であることから、獣友会の会員、市町村や農林漁業団体の職員が主な対象となり得るものと考えているが、鳥獣被害対策実施隊の構成は地域の事情に応じて異なるものと考える。

七について  
地域全体で被害防止対策を持続的に実施するためには、獣友会の会員、市町村や農林漁業団体の職員のみならず、農業者自らが狩猟免許を取得することが期待されていると考えている。

また、捕獲した鳥獣を地域資源としてとらえ、安全性を確保しつつ、肉等の加工、販売等を通じて地域の活性化につなげる取組を推進する必要があると考えている。農林水産省においては、都道府県等の協力を得て、地域資源としての活用を含めた地域の鳥獣被害防止に関する各種取組の把握に努めているところである。

ラムサール条約第十回締約国会議における日  
本政府の対応方針に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

谷岡 郁子

ラムサール条約第十回締約国会議における日本政府の対応方針に関する質問主意書  
本年十月末から十一月初旬にかけて、ラムサール条約第十回締約国会議以下「ラムサール条約COP10」という)が韓国において開催される。二〇一〇年には、日本の名古屋市において生物多様性条約第十回締約国会議以下「生物多様性条約COP10」という)が開催されるが、国内での国際会議開催を成功させるためには、国外で開催される国際会議においても日本が一定の貢献を行うことが重要である。とりわけ湿地に関するラムサ

ル条約は、生物多様性条約とも密接に関連しており、会議における日本政府の姿勢は、主張・提案だけでなく、合意形成に向けての態度、情報公開の程度、NGOや環境団体に対する対応を含めて、そのまま生物多様性条約COP10に対する日本政府の姿勢と見なされる。

その意味で、今回のラムサール条約COP10は非常に重要な会議である。幸いにも日本には、一九九三年に釧路において開催されたラムサール条約の締約国会議(COP5)において「賢明な利用」にわたる同条約の締約国会議(COP)の議論を行つて、二〇一〇年の生向付けてきた実績がある。今回、日本が同会議に於ける同条約の締約国会議(COP)の議論を方針としての徹底した議論を行い、それ以降の数度にわたる同条約の締約国会議(COP)の議論を行つて、二〇一〇年の生物多様性条約COP10の開催を含めた今後の日本の環境外交について、各國政府や国内外のNGO・環境団体に評価されることになると考えられる。

よつて、以下質問する。

一 ラムサール条約COP10において、日本政府はどのような主張や提案を行う予定なのか、明示されたい。二〇〇五年に開催された同条約の締約国会議(COP9)では、日本から二十件の湿地が登録され、国内登録湿地数を三十三件と大幅に増加させた。この大幅な増加は、世界全体での登録湿地数を定めた同条約に対する大きな貢献であった。しかし、今回の会議に提出される国別報告書では、二〇一年までに、国内

ラムサール登録湿地をさらに十箇所に増やすと  
いう目標を立て、また今回のラムサール条約COP10では四箇所の新規登録がなされると報道されており、徳島県の吉野川河口など環境省以外の官庁が所管し、また開発計画による環境登録湿地数に代わる同条約への貢献としての主張や提案、イニシアティブなどを準備しているのか、その内容を含めて説明されたい。

二 前述の登録湿地件数について、環境団体によつて登録と保全が主張されている湿地も多く、徳島県の吉野川河口など環境省以外の官庁が懸念されている湿地等が登録の対象外にされていることが、環境団体等の日本政府の同条約に対する態度への不信につながっている。そこで、国土交通省や農林水産省なども国として同条約の目標をしっかりと認識して、その実現に向けて努力すると同時に、環境省以外が所管する湿地・海岸等についても、積極的に精査・評価を行い、ラムサール条約に登録する方針であるのか、確認したい。

三 ラムサール条約は湿地の保全と利用に関する条約であり、実際に国内のどの湿地でどのような実践が行われているのか、あるいは実践が計画されているのかが、ラムサール条約COP10において主張や提案を行うにあたって、重要な

根拠となる。そして、その実践には、N G O や環境団体、地域住民の継続的かつ積極的な参加（事業への参加と意思決定への参加の双方を含む）と連携、情報交換、議論などが不可欠である。そこで、これまでのN G O や環境団体との連携状況、そしてラムサール条約C O P 10における国内外のN G O 及び環境団体への対応について説明されたい。特に後者については、ブリーフィングや政府とN G Oとの対話の場の設置など具体的な対応についての説明を求める。

今回のラムサール条約C O P 10では、韓国政府が水田に関する宣言を準備しているとの情報を得ているが、その情報が事実であれば、それは二年後の生物多様性条約C O P 10で日本が提案予定の「里山イニシアティブ」にも関連するものであり、日本政府として宣言を重く受け止め、具体的な行動を行うことが、国際的な評価にも結びつくと考える。そこで、この宣言に関する情報が事実であるのか、また事実であるならば、ラムサール条約C O P 10後に宣言に対してどのような具体的な行動を行っていく予定なのかを示されたい。

何らかの提案が用意されているのか。  
八　国外で開催される国際会議については、一通りの結果が外務省のホームページに掲載されるものの、どのような議論がなされたかという過程の情報を含め、多くの国民にはあまり知らされておらず、そのため国際会議に対する関心は非常に低いというのが現状である。他方で、日本国内には地域活性化策の一環として「国際會議都市」や「コンベンションシティ」を目指す都市がいくつも存在している。それらの都市の活性化策を支援(より積極的な国際会議の誘致する)ためにも、そして、各種の国際会議開催による日本の貢献を世界に示すためにも、国内のみならず国外で開催される国際会議についても、概要や争点をより広く、そしてよりわかりやすく情報公開し、国民の意識や関心を高めていく必要があると思われる。また、事後における結果報告や合意についての説明についても同様の取り組みが有効であると考えられる。そして、そのような取り組みは、国内外での国際会議開催の機会を捉えて、試みを積み重ねていく必要があるが、日本政府としてははどう考えているか。また、ラムサール条約COP10においては、時間の関係上、現時点以降は事後の取り組みが中心にならざるを得ないが、どのような何らかの試みを検討しているのか、検討している場合はその内容を示されたい。

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出ラムサール条約第十回締約国会議における日本政府の対応方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出ラムサール条約第十回締約国会議における日本政府の対応方針に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全の促進並びに湿地の適正な利用を目的とする、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和五十五年条約第二十八号。以下「条約」という。）の重要性を認識し、条約の実施促進に努力している。このような努力の一環として、「第三次生物多様性国家戦略（平成十九年十一月二十七日閣議決定）も踏まえ、地方自治体や非政府組織とも連携しつつ、湿地の保全と適正な利用に向けた取組の促進を図っている。条約第十一回締約国会議（以下「COP10」という。）においては、このような我が国における取組を紹介するとともに、各締約国、国際機関、非政府組織等に対して、広く条約の実施促進のための更なる取組を呼び掛ける所存である。

二について

政府としては、関係省庁の連携の下、過去の

条約締約国会議で選択された選定基準に適合していること、法令に基づく保護が図られていること及び関係地方自治体等からの賛意が得られていることの三つの要件を満たした湿地を、条約に基づく登録簿に掲げる湿地として順次指定してきたところである。

今後とも、関係省庁の連携の下、関係地方自治体等の理解と協力を得ながら、条約及び関連法令を踏まえ、順次指定していく考えである。

三について

政府としては、条約の実施やこれに関連する普及啓発活動においては、国内外の非政府組織や環境団体との連携が重要であると認識しており、これまで関係省庁、関係地方自治体及び国内の関係非政府組織の代表により構成される連絡会議を毎年開催してきたところである。また、COP10においては、それに先立ち開催される「湿地に関する世界NGO会議」の結果が報告される予定であるが、そのような機会もどうえつ、議場の内外において非政府組織等との意見交換を積極的に行う予定である。

四について

御指摘の韓国政府が準備している「水田に関する宣言」とは、我が国政府と韓国政府がCOP10に共同提案している、水鳥を始めとした多様な生物の生息地としての水田の重要性を認識する「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」と題する決議案を指すものと考

える。我が国としては、COP10の終了後、同決議案の趣旨を踏まえ、各国に対し生物多様性の向上のために水田が果たす役割の重要な訴していく予定である。

これに加えて、我が国としては、我が国や世界各国に存在する自然共生の智慧や伝統、自然资源の持続的な利用形態や社会システムを把握し、自然共生社会の形成のために活用していくことを、「SATOYAMAイニシアティブ」として、生物の多様性に関する条約（平成五年条約第九号）の締約国会議などの場で提案していくこととしている。

我が国は、これまで、東アジア・オーストラリア地域における渡り性水鳥及びその生息地である湿地の保全促進や、途上国の条約履行のためのプロジェクトの支援など、アジア地域における湿地の保全に関して積極的なリーダーシップを取ってきた。COP10においても、我が国のリーダーシップによる国際的取組を引き続き推進していくことを表明しつつ、アジア諸国を始めとする各国に対しても更なる取組を求めていく予定である。

#### 六について

政府としては、国内外の国際会議の概要や争点について、国民に広く情報を提供し、理解を得ることは極めて重要であると認識している。この観点から、これまで関係省庁のホームページ

ページ等を通じて情報提供に努めてきており、今後もそのような取組を行っていく所存である。

合併特例債と地方の財政危機に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十二日

谷岡 郁子

参議院議長 江田 五月殿

合併特例債と地方の財政危機に関する質問主意書

二〇〇〇年頃から始まつたいわゆる「平成の大合併」の結果、約三二〇〇あつた市町村は、現在一八〇〇市町村以下にまで減少した。この平成の大合併は、地方分権に向けて市町村の規模を大きくし、その地方財政基盤を強化すると同時に効率化することを目指す政策であると説明されてい

ば、合併の建設費用を含めると二五億円

以上となる。当該地域には既に民間セレモニー

ホールが存在し、民業圧迫となる。また建設が予

定されているセレモニーホールのランニングコストも考慮すると、将来的な財政負担となる可能性が

大きくなる不安の声や異論も出されている。

合併特例債は、新市（新町）のための施設整備等の事業費の九五%を借り入れによってまかなうこと認め、地方交付税によって元本の七〇%を補填する制度である。当然ながら、国の交付税負担は増大し、また交付税の交付金が本来目的ではなく、特例債の償還に回されることによって、本来

という指摘もなされている。特に合併特例債によつて、新市（新町）の様々な施設整備が認められることで、必要性に疑問符が付されるような公共事業が数多く実施されている。このような合併特例債の「ムダ遣い」は、将来的な住民負担、あるいは地方自治体の財政危機、財政破綻に結びつきかねない危険性を孕んでいる。

「ムダ遣い」について身近な例を示すと、愛知県愛西市では、合併特例債を利用して、火葬場の建設を予定している。火葬場の建設自体については、愛西市の中での問題形成を図るべき問題であつて、国が関与すべき問題ではない。しかし、火葬場の建設に付随して、セレモニーホールの建設を予定している。試算によると、火葬場だけであれば総事業費は約七億円から一〇億円であるが、セレモニーホールの建設費用を含めると二五億円以上となる。当該地域には既に民間セレモニーホールが存在し、民業圧迫となる。また建設が予定されているセレモニーホールのランニングコストも考慮すると、将来的な財政負担となる可能性がある。

よつて以下質問する。

一 合併特例債の年次別の総額と件数、および合併特例債の地方交付税による補填額の推移を示されたい。地方交付税による補填額については、今後三十年間の将来予測についても示されたい。

二 合併特例債による自治体の事業の審査、認定基準等、合併特例債がいわゆる「税金のムダ遣い」とならないための対策を示されたい。例えば、「民間と競合する公的施設の改革について」（二〇〇〇年五月二六日閣議決定）に従えば、新

市建設においても民と競合する施設建設については、合併特例債による建設については必要性と民業への影響の双方から厳しく審査される必

要があると考えられるが、そのような措置との内容の市町村への周知徹底、および審査はどの程度行われているのか説明されたい。具体的に、前述の愛西市の例について、合併特例債の起債申請時に、民間及び市が建設予定のセレモニー・ホールについての需要予測やランニングコストの試算を行ったのか、また愛西市にそれらの資料提出を求めたのか、また国としてどこまで必要性と将来的なリスクをチェックしたのかを示されたい。

三 合併特例債は、運用方法を間違えると、財政危機をもたらすリスクを抱えており、そのリスクは現実化しているという指摘もある。合併特例債は国の制度である以上、そのリスク管理も国責務である。国としてどのようなリスクを想定し、また想定外のリスクが発生した場合にも対応する準備ができるのかについて明示されたい。さらに、それらリスクについて、市町村に周知徹底しているのか、確認したい。

四 合併特例債を含めた地方財政のチェック状況について説明されたい。今年度より、新たに四つの指標の国への報告が義務づけられ、特別会計や公営企業との連結決算についても、チェックが行われるようになった。これは一步前進ではあるが、本来は、当該市町村の住民によるチェックが強化されるべきであると考える。しかし、この点については疑問が残る。例えば、市町村議会では、いわゆる「九月議会」において住民代表である地方議会議員の決算の審議が行

われるが、九月議会の直前に決算カードや地方財政調査票等が公開されるケースも多く、各議員が財政をチェックする十分な時間が確保されていない。各地方議会における財政のチェック態勢の強化のためにも、国への財政報告の枠組みやスケジュールを工夫すべきと思われるが、国としてそのような問題意識を持つて検討を行っているのか。また、直接住民が市町村の税の使途のチェックを行う市民オンブズパーソンの活動などボランタリーナ活動も存在しているが、それらの活動を含めた住民による直接的な財政状況のチェックについて推進するつもりがあるのか。その場合は具体的な検討状況も示されたい。

右質問する。

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出合併特例債と地方の財政危機に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出合併特例債と地方の財政危機に関する質問に対する答弁書

一について

市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十一條の二第一項に規定する

二について

合併特例事業債について、総務大臣及び都道府県知事は、地方財政法(昭和二十三年法律第六号)

別の発行件数及び総額について、総務省としては、平成十一年度は五件で約六億千七百万円、平成十二年度は八件で約四十九億七千三百万円、平成十三年度は三十九件で約百五十五億五千三百万円、平成十四年度は七十一件で約二百三十一億六千三百万円、平成十五年度は三百十一件で約五百二十四億二千万円、平成十六年度は五百六十七件で約千百五十億三千三百万円、平成十七年度は二千五百十九件で約四千三百三十五億六千二百万円、平成十八年度は四千七百二十四件で約六千六百三億九千八百万円、平成十九年度は五千百一件で約六千五百十七億円と承知している。

また、合併特例事業債の元利償還費に応じて地方交付税の基準財政需要額に算入する額については、平成十二年度は約六百万円、平成十三年度は約六千万円、平成十四年度は約四億五千七百万円、平成十五年度は約八億千七百万円、平成十六年度は約二十五億三千八百万円、平成十七年度は約六十二億百万円、平成十八年度は約百五十億四千二百万円、平成十九年度は約三百四十八億三千四百万円、平成二十年度は約六百二十八億三千三百万円であるが、将来の地方交付税の基準財政需要額に算入する額については、今後の合併特例事業債の発行額が不明であるため、お答えすることができない。

百九号)第五条の三第四項の規定による、同条第一項に規定する協議における同意等に当たり、当該合併市町村から提出を受けた事業計画等により、市町村の合併の特例に関する法律第十二条の二第一項に規定する「当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるもの」に該当するかどうかについて確認を行っている。

御指摘の「民間と競合する公的施設の改革について」(平成十二年五月二十六日閣議決定)については、同閣議決定を踏まえ、同旨の自治事務次官通知「民間と競合する公的施設の改革について」が平成十二年六月九日付けで発出されている。また、同閣議決定を踏まえ、平成二十一年度地方債同意等基準(平成二十年四月三十日総務省告示第二百六十四号)は「政府の方針において、地方公共団体においても国に準じて施設の新設及び増築の禁止等について措置するよう要請している場合等において、地方債を財源として実施しようとする事業等が、当該国の抑制措置の趣旨に抵触するようなものではないこと」と定めており、総務大臣及び都道府県知事は、地方財政法第五条の三第四項の規定による、同条第一項に規定する協議における同意等に当たり、民間施設と競合しないことの確認を行っている。

お尋ねの愛西市のセレモニー・ホールについても、愛知県知事及び総務大臣において、民間施設と競合しない理由書の提出を受けて、この確認を行っている。

## 三について

合併特例事業債については、合併市町村において、その財政見通し等を踏まえつつ、適切な活用がなされるべきものである。

なお、地方財政法に基づく地方債協議制度は、各地方公共団体の財政の早期是正等の観点から、実質公債費比率が十八パーセント以上の団体等は、地方債の発行に総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととしているところである。

## 四について

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条の規定においては、各地方公共団体の会計管理者は、毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に地方公共団体の長に提出し、地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した上で、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないものとされている。

また、総務省は、毎年度、御指摘の「決算カード」のほか、都道府県決算状況調、市町村別決算状況調等を地方公共団体の前年度の決算に基づき作成し、それらを年度末までに公表している。また、地方公共団体は、決算の状況、各種財政指標等を議会を始め住民に公表しているものと承知している。これらの取組は、地方公共団体の財政状況を広く国民が直接理解することに資するものと考えている。

地方公共団体の財政状況については、地方自

## 治法第二百四十三条の三第一項の規定により、

地方公共団体の長は、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公示しなければならないこととされている。また、同法第二百四十二条の規定により、地方公共団体の住民は、当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な公金の支出等について、監査委員に対し、当該行為の防止又は是正の請求ができることとされている。総務省としては、これららの制度が、今後とも有効に活用されることが重要であると考えている。

農業振興地域の除外手続きに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

谷岡 郁子

農業振興地域の除外手続きに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

谷岡 郁子

ことが定められている。農振法は土地開発に厳しい制限をかけているが、この規制は、統制のない乱開発を防ぐためという非常に重要な意味を有している。特に、「食の安全保障」において農業の健全育成はきわめて重要であり、農地の安易な開発を防ぐためにも同法の重要性は増していると考えられる。

しかししながら、例えば大規模ショッピングセンターの出店に伴い、農振地域の指定除外(以下、「農振除外」という。)が安易に行われる例が見られる。あるいは、農地法によると公共施設のための用途転用の場合は、許可が不要とされており(農地法五条一項四号及び同法施行規則七条六号)、農振地域における大規模開発は容易となっている。さらに除外予定地の一部を道路予定地として、開発のための農振除外の面積に加えないなどの事例もあり、これについては脱法行為の疑いもあると考えられる。これらのこととは、農業の健全な育成にどうしてマイナス要因であり、また農振地域での大規模な施設や公共施設の建設は、中心市街地の衰退を招くなど、都市計画上の問題も抱えている。さらに、各地の自治体が財政的な問題を抱える中での安易な公共施設の建設は、当該地域の農業のみならず、すべての住民にとっての不利益に結びつく。

一 過去二〇年間の農振地区と農用地地区の面積、および農振除外された面積について示されたい。また、農振除外された土地の用途についても示されたい。

二 農振除外の明確な基準について示されたい。

また、農振除外が申請された場合、具体的にどのようなチェックが行われるのか示されたい。

三 前述の除外予定地の一部を道路予定地として、開発のための農振除外の面積に加えないといふ事例は、愛知県愛西市での総合斎苑建設をめぐるものであるが、このような事例は脱法行為にあたるのか見解を示されたい。また、このような事例は脱法行為ではないとしても、住民に疑義を抱かせる可能性が高く、好ましくないと考えられるが、国として住民の疑義を招くような農振除外の申請に対して、どのような指導を行っているのかを説明されたい。

右質問する。

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

農業振興地域の健全な土地利用を規定する法律として「農業振興地域の整備に関する法律」(以下、「農振法」という。)がある。この法律に基づいて、いわゆる「農振地域」が指定され、その地域では、一〇年間の農地利用を前提として地域計画を策定する

締まる必要がある。

よつて以下質問する。

一 過去二〇年間の農振地区と農用地地区の面積、および農振除外された面積について示されたい。また、農振除外された土地の用途についても示されたい。

二 農振除外の明確な基準について示されたい。

また、農振除外が申請された場合、具体的にどのようなチェックが行われるのか示されたい。

三 前述の除外予定地の一部を道路予定地として、開発のための農振除外の面積に加えないといふ事例は、愛知県愛西市での総合斎苑建設をめぐるものであるが、このような事例は脱法行為にあたるのか見解を示されたい。また、このような事例は脱法行為ではないとしても、住民に疑義を抱かせる可能性が高く、好ましくないと考えられるが、国として住民の疑義を招くような農振除外の申請に対して、どのような指導を行っているのかを説明されたい。

右質問する。

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

農業振興地域の健全な土地利用を規定する法律として「農業振興地域の整備に関する法律」(以下、「農振法」という。)がある。この法律に基づいて、いわゆる「農振地域」が指定され、その地域では、一〇年間の農地利用を前提として地域計画を策定する

官 報 (号 外)

参議院議員谷岡郁子君提出農業振興地域の除外手続きに関する質問に対する答弁書

昭和六十二年度から平成十年度までの間の年  
度別の農業振興地域の面積及び農用地区域の面  
積は、次のとおりである。なお、農用地区域か

ら除外された土地の面積及び用途については把握していない。

昭和六十二年度  
千七百二十八万八千三百五  
十五ヘクタール 五百六十万七千四百四十五ヘ  
クタール

昭和六十三年度 千七百二十八万六百ヘクタール  
五百五十七万八千四百四十五ヘクター

平成元年度 千七百二十七万八千百二十三ル  
クタール 五百五十三万三千六百六十五ヘクタール

平成二年九月八日

タール 五百四十七万五千五百三十五ヘクター

平成三年度 千七百二十五万六千九百七十人  
ル

平成四年度 五百三十九万三千四百十二ヘクタール

平成五年度  
一千七百二十四万二千八百四十二

立成五年度 二千二十一万二千八百四十二  
ヘクタール 五百三十四万六千七百九十三ヘク

タール	五百二十九万二千八百九十ヘクタール	平成六年度 千七百二十三万二千五百三ヘクタール
タール	五百二十一万七千六百六十三ヘクタール	平成八年度 千七百二十一万九千九百九十五ヘクタール
タール	五百十二万四千五百七十ヘクタール	平成九年度 千七百二十一万七千四十五ヘクタール
タール	五百七万三千五百七十四ヘクタール	タール 五百七万三千五百七十四ヘクタール
タール	千七百十九万七千二ヘクタール	平成十年度 千七百十九万七千二ヘクタール
タール	五百二万八千四百四十七ヘクタール	五百二万八千四百四十七ヘクタール
タール	五百七万三千五百七十四ヘクタール	また、平成十一年度から平成十八年度までの間の年度別の農業振興地域の面積、農用地区域の面積及び農用地区域から除外された土地の面積は、次のとおりである。なお、農用地区域から除外された土地の用途については、把握していない。
タール	四百九十九万二千八百八十六ヘクタール	平成十一年度 千七百十九万八千二百五十四ヘクタール
タール	三万七千九百三十五ヘクタール	平成十二年度 千七百十九万七千二百十ヘクタール
タール	四百九十六万六千百五ヘクタール 三万八千五百五十四ヘクタール	平成十三年度 千七百十八万九千三百六十八ヘクタール
タール	四百九十五万四千八百八十八ヘクタール	平成十五年度 千七百十八万五千七百二十三ヘクタール
タール	四百九十四万千四百六十五ヘクタール	平成十六年度 千七百二十万五千十五ヘクタール
タール	四百九十九万二千百四十一ヘクタール	平成十七年度 千七百二十万三千二百四十八ヘクタール
タール	四百八十九万二千十一ヘクタール	平成十八年度 千七百二十一万百五十四ヘクタール
タール	三万四千六百六十二ヘクタール	タール 四百八十六万二千三百九十ヘクタール
タール	三万四百八十九ヘクタール	三万四百八十九ヘクタール
二について		
御指摘の事例については、愛知県愛西市が農振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下「法」という。)第十三条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限りすることができることとなっており、当該農用地区域の変更の可否は、当該市町村において、当該要件に照らして判断される。		

用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために農用地区域の変更を行おうとするものと聞いていているが、その詳細は承知していない。なお、当該変更を行う場合は、法第十三条第四項において準用する法第八条第四項の規定により、愛知県知事の同意を得て行うこととなる。

また、国としては、農業振興地域制度が円滑かつ適正に運用されるため、農業振興地域制度に関するガイドラインを制定し、都道府県知事に対しその周知徹底を図っているところであります。

書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月二十二日

參議院議長 江田五月殿

自動車にかかる規制緩和に関する質問主意書

自動車は人々の移動の大きな手段であるとともに、我が国の産業・経済を支えるものである。特

のナンバープレートなどの基準についても、国際

官 報 (号 外)

的基準に適合すべきと考え、以下質問する。

形状が大きく異なつており、自動車が国境を越えて移動する際に、バンパーを全て入れ替える

二 点検整備済みステッカーなど自動車のフロントガラスに張るステッカー類が剥がしにくいものとなっている。作業時の安全性と効率を向上させるためにも、ステッカーなどの改良をはかるとともに、サイズの変更なども検討する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

め、我が国の自動車登録制度に与える影響等を含めて、慎重に検討すべきものと考えており、関係各国の動向を注視しているところである。

しかし、この制度の内容について調べたところ、少なからぬ問題点が浮かび上がってきた。

いる。「基本的考え方」の目的を達成するために、事業主体から完全に独立した評価機関としては、エックク機関が必要と考えないか。考えないのであれば、その理由を明らかにされたい。

御指摘の「点検整備済みステッカー」について  
は、定期点検整備促進協議会が、自動車の定期  
点検整備の促進の観点から製作しているもので

あるが、現在、同協議会において、ステッカーの貼付の確実性を確保しつつ、ステッカーを取り除く際の作業の効率性を高めるための方策を検討しているところであると聞いている。

あるが、現在、同協議会において、ステッカーの貼付の確実性を確保しつつ、ステッカーを取り除く際の作業の効率性を高めるための方策を検討しているところであると聞いている。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二年十月二十三日

事業評価制度に関する質問主意書

私が、平成十九年十二月に行つた仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問に対する

とある(三頁)。また、評価主体の長は、再評価の実施に当たり、学識経験者等の第三者から構成される「事業評価監視委員会」を設置するものとする、とある(八頁)。したがつて、例えば政令指定都市で行われる補助事業の場合、再評価の主体は、事業主体である地方公共団体であります。その再評価をチエックする「事業評価監視委員会」もまた、その設置すなわち人選は事業主体である地方公共団体が行う、という理解でよいか。

る「事業評価監視委員会」の場合は、その審議と議事録の公開が規定されているが(九頁)、再評価の作業自体については、何も規定されていない。再評価主体が行う作業も含めて、審議の公開と議事録および資料の公開を定めるべきと考えないか。考えないものであれば、その理由を明らかにされたい。

「残事業の投資効率性」の概念について

事業評価制度が整備される過程で費用便益分析における共通認識について定めた「公共事業

とある(三頁)。また、評価主体の長は、再評価の実施に当たり、学識経験者等の第三者から構成される「事業評価監視委員会」を設置するものとする、とある(八頁)。したがつて、例えば政令指定都市で行われる補助事業の場合、再評価の主体は、事業主体である地方公共団体であり、その再評価をチエックする「事業評価監視委員会」もまた、その設置すなわち人選は事業主体である地方公共団体が行う、という理解でよい。

る「事業評価監視委員会」の場合は、その審議と議事録の公開が規定されているが（九頁）、再評価の作業自体については、何も規定されていない。再評価主体が行う作業も含めて、審議の公開と議事録および資料の公開を定めるべきと考えないか。考えないのであれば、その理由を明らかにされたい。

東西線の要請への回答全文は、以下の質問に対する答弁書で、公共事業の評価制度に関する情報が、一部開示された。この制度についての最も基本的な文書ともいえる「公共事業評価の基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)にあるように、公共事業の効率性とその実施過程の透明性の向上は、今後一層急務となるであろう。

ば、公共事業の効率性および実施過程の透明性の一層の向上を図るために、事業評価は行わゆる（一頁）。したがつて、前記のように、事業主体が再評価も行い、そのチェック機関の設置を行う、という評価制度のあり方は、事業の効率性、とりわけ透明性の向上という目的に反して

なるのか、その根拠を簡潔に示し、またこの根拠について言及している文書があれば、明らかにされたい。

### 五 「時間価値」算定の方法について

「技術指針」では、時間価値に関して、主要な算定法が、従来の「所得接近日法」から「選好接近日法」に変更されている(十二頁)。これに基づいて、例えば鉄道建設事業の分野でも、「鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニュアル9-9」から「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル2005」(以下「マニュアル2005」という。)への改訂の際に、同様の変更がなされている。この変更の根拠を簡潔に示し、またその根拠について言及している文書があれば、明らかにされたい。

### 六 国土交通省所管公共事業の「再評価」における費用対効果分析について

「再評価実施要領」によると、「事業採択時に用いた実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析を実施することが著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合には、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする」(七頁)とある。事業採択時に実施した費用対効果分析の要因に変化があるか否か、および費用対効果分析が効率的ではなくなる事業規模を判断するのは、いかなる機関か。国すなわち国土交通省か、再評価の主体か、そ

れとも第三者機関か。

また、このような例外規定は、費用便益分析に関する「各事業分野において共通的に考慮すべき事項について定めたものである」(一頁)とされている「技術指針」には存在しないし、「マニュアル2005」にも存在しない。更には、

「すべての公共事業評価において尊重すべき事項」(一頁)を示す「基本的考え方」にも、存在しない。逆に、これらの文書において、再評価の際には投資効率性を評価することが求められて

いるにも拘わらず、これに例外規定を置くことは妥当性を欠いている。妥当と考えるのであれば、いかなる文書でその根拠が示されているのか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員川田龍平君提出事業評価制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出事業評価制度に関する質問に対する答弁書

平成二十年十月三十一日  
内閣総理大臣 麻生 太郎  
参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員川田龍平君提出事業評価制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

### 七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下単に「指定都市」という。)が実施する補助事業については、指定都市がその再評価を実施し、当該指定都市の長がその諮問機関として事業評価監視委員会を設置するものである。

御指摘の「事業主体から完全に独立した評価機関とチェック機関」の意味するところが必ずしも明らかではないが、事業採択後に実施する再評価は、公共事業の効率性の向上を図ることもに、事業実施者が当該事業に関する説明責任を果たすという観点から、事業実施者が自ら厳格に実施するものであり、また、再評価の実施主体の長は、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を見尊重するものとされていることから、「事業の効率性、とりわけ透明性の向上」という目的に反している」との御指摘は当たらないものと考へている。

### 二について

御指摘の「事業主体から完全に独立した評価機関とチェック機関」の意味するところが必ず

しも明らかではないが、事業採択後に実施する再評価は、公共事業の効率性の向上を図ることもに、事業実施者が当該事業に関する説明責任を果たすという観点から、事業実施者が自ら厳格に実施するものであり、また、再評価の実施主体の長は、学識経験者等の第三者から構成さ

れる事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を見尊重するものとされていることから、「事業の効率性、とりわけ透明性の向上」という目的に反している」との御指摘は当たらないものと考へている。

### 五について

技術指針における時間価値の算定法に関する記述は、その策定後に変更されたことはない。

御指摘の「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル2005」における時間価値の算定法に関する記述については、平成十六年に策定された技術指針を踏まえ、「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル2005」における時間価値の算定法

### 四について

国土交通省所管の公共事業の再評価において、費用便益分析を実施する場合は、再評価実

施要領及び御指摘の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」(以下「技術指針」とい

う。)に基づき、原則として、残事業の投資効率性に関する分析結果及び事業全体の投資効率性に関する分析結果の両者を用いて再評価を実施することとしている。

御指摘の「再評価実施要領」(以下「再評価実施要領」という。)に規定する事業評価監視委員会の要件は、事業評価監視委員会の設置のための要件と事業評価監視委員会の運営のための要件とに分けられ、事業評価監視委員会の設置のための要件

の要件は、(一)委員会の設置のための要件、(二)委員会の運営のための要件、(三)委員会の運営のための要件である。

六について

事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析を実施することが著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合には、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする」(七頁)とある。事業採択時に実施した費用対効果分析の要因に変化があるか否か、および費用対効果分析が効率的ではなくなる事業規模を判断するのは、いかなる機関か。國すなわち国土交通省か、再評価の主体か、そ

のうち、地方自治法(昭和二十二年法律第六十

官 報 (号) 外

仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十三日

川田 龍平

参議院議長 江田 五月殿

川田 龍平

答弁書では、モデルと前提とは別物と認識している、とはつきり述べている。これは、よりすぐれた計算方法があることを知りながら、それを用いないことを容認している、と認めたことを用いた結果、地下鉄東西線は、当初の需要予測を大幅に割り込む可能性が高くなっている。これは国の不作為ではないか。国土交通省の立場は、明らかにこれに反している。要予測を大幅に割り込む可能性が高くなつてゐる。これは國の不作為ではないか。国土交通省の考えを明らかにされたい。

二 仙台市の費用便益比の計算方法に関する国土交通省の認識について

私は、平成十九年十二月、今年四月と過去二回にわたり仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する「質問主意書」を提出し、それぞれ「答弁書」を受領した。その回答を検討すると、この事業計画には、事業採択時に行われる事前評価に多くの問題があつたことが明らかになる。そして、国の答弁自体が、それ更に隠蔽しようとするものになつていて。その事業評価を巡る諸問題、および第一の答弁書で示唆されている、今後あり得る「再評価」に関して、以下質問する。

一 第四回パーソントリップ調査により構築されたモデルについて

最初の「質問主意書」では、そもそも、最新にしてより精度も高く信頼性も高いモデルがあるにも拘わらずそれを用いて計算していないことを国として容認するかが問われていた。これに對して最初の答弁書は、第四回パーソントリップ調査の数値解は現実的な前提ではない、としてモデルそのものまで否定していたが、第二の

し、評価結果が得られる過程を明示するとともに、第三者による評価内容のチェックや行政とのコミュニケーションが可能となるよう、評価に用いた資料・データを開示する」(三頁)とあるが、仙台市の立場及びそれを容認する第二の答弁書の立場は、明らかにこれに反している。反しないと考えるのであれば、その理由を明らかにされたい。

四 「マニユアル」の位置づけについて

第二の答弁書の「四について」の回答は、仙台市の費用便益比の計算方法が、「鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニユアル9-9」(以下「マニユアル9-9」という)には基づいていないことを認めるものとみなされるが、そのように理解してよいか。そうではないとするなら、いかなるものとみなしているか明らかにされたい。

三 「東西線建設事業」における費用便益比の計算方法に関する仙台市の記述について

仙台市は、「東西線事業許可申請関係書作成業務報告書」において、自ら『鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニユアル9-9』に基づきと明記しながら、異なる算定法を用いている。国土交通省内に設置された「公共事業評価システム研究会」が平成十四年八月に出了報告「公共事業評価の基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)には、「評価に用いた手法を公表すべき事項を示す」(一頁)ものと明記されている。

それゆえ、前記三における「基本的考え方」の「公開」の主旨に従うならば、各事業主体が独自に用いる方法を「合理的」と判断する根拠についても、文書化されていなければならない。そのような文書が存在するのであれば、明らかにされたい。もし文書化されていないのであれば、その理由を明らかにされたい。

六 「マニユアル」によらずして事前評価を行い、採択された事業の有無について

第二の答弁書の回答「四について」では、「独自の算定法」が意味するところが必ずしも明らかではなく」と述べられているが、この答弁書が、「マニユアル9-9」とは異なる算定法により費用便益分析を行つて採択された事業が、仙台市以外にも存在することを示唆している。ちなみに「マニユアル9-9」は、現在は「鉄道プロジェクトの評価手法マニユアル20005(以下「マニユアル20005」という。)に改訂されている。あらためて問うが、「マニユアル9-9」制定時から現在に至るまで採択された国土交通省所管公共事業のうち、鉄道建設事業について、直轄事業「公団等施工事業」「補助事業」を含めてその総数をまず明らかにし、事前評価の際にその時々の「マニユアル」にしたがつて費用便益分析を行い、採択されたものと、「マニユアル」によらずして独自の方法で費用便益分析を行つて採択されたものと分けて、その事業名を明らかにされたい。

七 「技術指針」における賃金率算定法について

そもそも費用便益比の算定に関しては、国土交通省が平成十六年二月に出した「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（以下「技術指針」という。）において、「なお、『国民経済計算年報』に基づく国民所得は、労働者の賃金以外の所得（財産所得、企業の営業余剰等）も含まれるため、賃金率算定のデータとしては適切ではない」（十五頁）と述べられており、「財産所得等を賃金率算定のデータに含めることを禁じている。これは、仙台市が行っているような賃金率算定法が『合理的』なものではないことを示すものである。そうではないと考えるのであれば、その理由を明らかにされたい。

## 官 (号) 外

八 「技術指針」に関する財務省の認識について

第二の答弁書によれば、財務省は、東西線事業の費用便益比が、実質賃金率を用いた場合には、一・六二ではなく一・一〇となることを承知しているとの事だが、前記の「技術指針」の内容については把握しているか。また、国土交通省自体が出している文書に明記されている判断に照らして「不適切」とみなされる算定法に基づき申請された事業に補助金を支出することを妥当と考えるか。考えるなら、その理由を明らかにされたい。

九 建設ルート上に営巣するオオタカの問題について  
地下鉄東西線の建設ルートにある青葉山に

は、環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種（NT）、宮城県のカーテゴリーでは絶滅危惧

II類（VU）に分類されるオオタカが生息している。この問題について仙台市に質問状を提出し

た市民団体に対して、仙台市は、「専門家に助言を頂きながら人口巣を設置するなどの保全措置を実施してきたところ」と答えているが、新聞報道によれば（平成二十年四月二十九日付け河北新報）、今年もまた、仙台市が設置した人口巣ではなく、依然として建設予定地の近くにオオタカが営巣していることが確認されている。このような状況にありながら、仙台市は、市民団体の再質問に対して、オオタカ営巣地付近の工事について、「遅らせる考えはない」と明言している。環境省は、百万都市近郊にありながらオオタカが暮らせるほど豊かなこの自然環境を破壊して進められる地下鉄建設工事に対して補助金が支出されることに、異論はない。

また、このような事態に対して、国として何からかの保全措置（希少野生動植物種保存基本方針）にある「生息地等保護区」の指定などをとる考え方ではないか。

十 「オオタカ」問題に関する国土交通省の対応について  
「マニュアル2005」では、鉄道整備によって影響を受ける環境のうち、「動植物への影響」等については、「現段階ではそれらを貨幣換算することが技術的に困難であることか

ら、本マニュアルでは取り扱わない」とされて

はいるが（三十五頁）、「解説」部分では、「自然環境の保全」の項目のうちに、「動植物の希少種、生態系の保全に配慮しているか」という小

項目を置き、公共事業の可否を判断する際に評価すべき項目としている（百四十二頁）。最初の答弁書の「四及び五について」の答弁にあるように、公共事業の可否は、「貨幣換算することが困難な効果等についての評価も含め総合的」に行わねばならない。ひるがえって仙台市は、オオタカが営巣する地区の東西線建設工事の開始を、平成二十一年と予定している。国土交通省は、この問題について何らかの対応をとる考えはあるか。ないのであれば、その理由を明らかにされたい。

十一 地下鉄東西線建設事業の「再評価」の方法について

第二の答弁書によれば、地下鉄東西線建設事業は、平成二十四年度末の段階で事業が継続する場合、再評価の対象となる。すでに述べたように「マニュアル99」は改訂され、現在は「マニュアル2005」となっているが、「再評価」は、これに基づいて行われるのか、明らかにされたい。

十二 「再評価」における費用便益分析について  
「マニュアル99」の改訂の際に出された「事業評価手法の策定—マニュアル99の改訂—」

では、「技術指針」に関して、「各事業分野にお

いて共通的に考慮すべき事項について定めた」（三十頁）とある。また「マニュアル2005」自体においても、同様の指摘がなされている（一頁）。

「マニュアル2005」では、「再評価における費用便益分析」として、「残事業の投資効率性」とならんで「事業全体の投資効率性」が検討されるべきものとされている（十一頁）。また「技術指針」には、「時間価値については、最新のデータを用いて数値の更新を行う」ともある（十二頁）。「マニュアル2005」に従つて再評価が行われるとするなら、仙台市の賃金率算定法の是非自体から検討されなければならない、事業申請時には利用されなかつた第四回パーソントリップ調査により構築されたモデルも用いる

必要があるのではないか。そのように考えるか、考えないとするなら、その根拠を明らかにされたい。

十二 社会経済情勢の把握と記述方法について  
需要予測に関わる「社会経済情勢の変化」について、二回目の「質問主意書」で問い合わせたが、第二の答弁書では、「概に指標を用いて数量的にお答えすることは困難」と述べられている。「マニュアル2005」には、「再評価」の際には、「事業を巡る社会経済情勢等の変化」について記述することとされている（十一頁）。また、再評価の総括表の整理例として、「事業を巡る社会経済情勢等の変化」の項目に、「地元の影響」等については、「現段階ではそれらを貨幣換算することが技術的に困難であることか

れたい。

人口や経済の情勢の変化等、・・・を記述」とあり（六七頁）、変化しうる基礎要因の例は、「社会全体」「関連する事業等」「事業固有」の三種に分けて、具体的に示されている（九十頁）。これを見ると、需要予測に関わる諸要因は、かなりの程度数値化が可能なものである。「指標を用いて数量的に」ではないとするなら、どういうに「社会経済情勢の変化」を把握すべきなのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員川田龍平君提出仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

御指摘の「仙台市の費用便益比の計算」については、おおむね御指摘の「鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニュアル9-9」（以下「マニュアル9-9」という。）に従つて行われたものである。なお、マニュアル9-9は、鉄道事業の事業主体が費用便益分析を実施するまでの手引きであるが、事業主体である仙台市が費用便益分析の一部分について合理的だと判断した方法に基づいて行う場合までこれに従つて分析を行うことを求める趣旨のものではない。

二について

御指摘の「仙台市の費用便益比の計算」については、おおむね御指摘の「鉄道プロジェクトの費用対効果分析マニュアル2005」（以下「マニュアル2005」という。）に定められていない独自の方法を用いて行つた費用便益分析の合理性については、それぞれの事例に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。また、基本的考え方においては、事業評価に用いた資料及びデータの公開に関する記述はあるが、御指摘の「合理的」と判断する根拠についても、文書化されていなければならぬ」という旨の記述はない。

三について

お尋ねの「鉄道建設事業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、マニュアル9-9が策定されてから現在に至るまでに事業採択された鉄道の新たな路線の建設に関する事業は、東西線の事業のほか、新幹線鉄道整備事業として適切に実施されており、御指摘の「公共事業評価の基本的考え方」（以下「基本的考え方」といふ。）の趣旨には反しないものと認識している。

四について

マニュアル9-9は、先の答弁書四について述べたとおり、鉄道事業の事業主体が費用対効果分析を実施するまでの手引きであるが、事業主体が合理的だと判断した方法に基づいて費用便増進事業として相鉄・JR直通線速達性向上事業及び相鉄・東急直通線速達性向上事業の二下「東西線」という。について、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規

定に基づく鉄道事業の許可をした際の前提となつてはいる需要予測の数値については、現時点においても予測の前提条件である社会経済情勢

五について

各事業主体がマニュアル9-9又は「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル2005」（以下「マニュアル2005」という。）に定められていない独自の方法を用いて行つたものである。

ル9-9に従つて分析を行うことを求める趣旨のものではない。

速鉄道線、京都市東西線（二条・天神川間）、中之島新線、西大阪延伸線及び名古屋市六号線（野並・徳重間）の五事業、並びにニュータウン鉄道等整備事業として仙台空港線及び成田高速鉄道アクセス線の二事業の合計十四事業である。これらはすべて、御指摘の「マニュアル」に従つて費用便益分析を行つたものである。

七及び八について

御指摘の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（以下「技術指針」という。）は、東西線の鉄道事業の許可後に策定されたものであり、それ以前に行つた費用便益比の算定において、事業主体である仙台市が合理的だと判断した御指摘の「賃金率算定法」を用いたことが不適切であるとは考えていない。

また、財務省としては、技術指針の内容について、国土交通省より報告を受けている。

九及び十について

政府としては、東西線の事業については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づき、オオタカの繁殖に及ぼす影響を含めて環境影響評価が実施され、その評価書に基づき、事業者である仙台市において、環境の保全について適正に配慮して事業が実施されるものと認識しており、御指摘の「生息地等保護区」の指定等の措置をとることは考えていない。また、環境省としては、当該事業に対する補助金の支出について見解を述べる立場はない。

なお、マニュアル2005は、東西線の事業の採択後に策定されたものであることから、本事業の新規事業採択時評価に際しては、御指摘の「動植物の希少種・生態系の保全」の考慮においては、評価の対象とされていなかつたところである。

### 十一及び十二について

平成二十四年度の段階で東西線の事業が継続している場合に実施されることとなる再評価について、その時点までの事業評価手法に関する検討の成果を踏まえ、適切な手法を用いて行うものである。

### 十三について

お尋ねの「社会経済情勢の変化」に関する個々の指標の多くは、定量的に把握することが可能であるが、これらの指標がどの程度変化した場合に需要予測が明らかに合理性を欠くようになつたと判断するのかについては、一概に数量的にお答えすることは困難である。

#### 家電リサイクルに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十三日

水戸 将史

参議院議長 江田 五月殿

#### 家電リサイクルに関する質問主意書

#### 二 前項のように、認定された再商品化等事業者

以外にも家電リサイクルを処理する能力のある再生資源業者が全国に存在する。現状のように全国四十八の事業者に限定することなく、リサイクル能力と実績のある事業者については家電リサイクル処理に参画できる仕組みに改めれば

循環型社会の形成に当たつて3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進はその骨格をなすものである。国はこれまで様々なリサイクル法を制定し、リサイクルを促進してきた。その一方で、各法律におけるリサイクルの概念が統一されていない、家電リサイクルと自動車リサイクルでスキームが異なるなど法の不備も散見される。

特に、家電リサイクル法は、従来から廃棄物をリサイクル処理してきた再生資源業者と家電リサイクル法で認定された再商品化等事業者との関係など未整備の問題も多い。来年四月からは家電リサイクルの対象に新たに液晶プラズマテレビと衣類乾燥機が追加される予定である。特に、二〇一年の地上アナログ放送停止に伴い相当数のプラウン管テレビの廃棄も予想される。こうした観点から、より効率的な家電リサイクルシステムを構築するため、以下質問する。

三 リサイクル料金については「一品目一価、全國一律料金」が取られているが、この理由は何か。消費者の間には製品の大小を問わず同じリサイクル料金がかかることに疑念を持つ人も少なくない。リサイクルにかかる料金の内訳を公表すべきと考えるが、併せて、見解を明らかにされたい。

#### 四 本年三月十日の家電リサイクル法に関する質問主意書に対する同三月十八日の答弁書で、

A、B二グループの指定引取場所の共有化は望ましいとの考え方を示し、この十月一日から四十四の指定引取場所の共有化が進んだことは小売業者の保管・運搬の負担も軽減されることから評価できる。今後、三百八十の指定引取場所全ての共用化を国として促進する考えはあるのか、見解を明らかにされたい。

#### 七 来年四月に液晶プラズマテレビが追加されるが、この液晶プラズマテレビと構成部品が類似のパソコンはリサイクル料金が前払いのに対し、家電製品である液晶プラズマテレビは後払

い。家電リサイクル料金前払いは「将来のリサイクル料金の算定が困難」「既販品への内部化が困難」との理由で見送られたが、これらは前払いを否定する根拠とはならず、いずれも技術的に解決可能な課題である。前払い方式は不法投棄防止に有効であり、EUにおいても採用されか、把握しているのか、明らかにされたい。

#### 五 従来の廃家電の再商品化はA、Bグループごとに指定引取場所及び再商品化等業者が一体と

なつて運営されてきた。A、Bグループの処理内容が同等であることを考えれば前項の指定引取場所の共有化に伴い、再商品化等事業者の共通化は合理的な判断であると考える。現在既に二力所で共通化も行われており、今後、A、Bグループの一体化を進めるべきと考えるが、見解を明らかにされたい。

六 家電リサイクル料金を受け取りながら再資源化に回されずに中古品として販売される、いわゆる「見えないフロー」が年間どのくらいに上るか、把握しているのか。本年三月十八日の前項の答弁書で再商品化に回すものとリユースに回すものとの分別に関するガイドラインの策定を進めるとの考えが明らかにされた。その中にはチエック機能に関する事項は含まれるのか。また、ガイドラインの策定はいつを目途にしているのか、併せて見解を明らかにされたい。

ている。自動車、パソコン等全てのリサイクル対象製品のリサイクル料金について、不法投棄問題を抱える自治体からも要請の強い、前払い方式に統一すべきと考えるが、見解を明らかにされたい。

八二〇一年の地上アナログ放送停止に伴い相当数のブラウン管テレビが廃家電となることが予想されるが、どのくらいの量が廃家電として出されると見込んでいるのか。現状でもガラスの再利用は破碎して路盤材に使うくらいであるが、今後大量に発生するブラウン管の再生利用を具体的にどのように進めるのか、併せて見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

官

参議院議長 江田 五月殿  
参議院議員水戸将史君提出家電リサイクルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水戸将史君提出家電リサイクルに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「再生資源業者」の数については承知していない。

二について

特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号。以下「法」という。)においては、機械

器具の部品及び材料の再商品化及び熱回収(以下「再商品化等」という。)の実施を市場にゆだねるのではなく、製造業者及び輸入業者(以下「製造業者等」という。)に再商品化等の義務を課した上で、他の者に委託して再商品化等を行う場合も含め、主務省令で定める基準に適合していることについて主務大臣による認定を受けることを製造業者等に義務付けることにより、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて政令で定めるもの(以下「特定家庭用機器」という。)の廃棄物(以下「特定家庭用機器廃棄物」という。)の再商品化等に要する費用の低減、処理困難性の改善及び再商品化等の向上を図っている。今後とも、法の適切な施行に努めてまいりたい。

三について

再商品化等に係る料金は、製造業者等が法第二十条第二項に基づき、再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価の範囲内で自主的に設定したものであり、実際に一品目一価ではないと承知している。

また、お尋ねの「リユース等に係る料金」については、内訳については、平成二十年九月二十二日に開催された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとりサイクルのための適正引取・引渡しに関する専門委員会の合同会合において平成二十年九月に取りまとめられた「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドライン」に記載する報告書」の中では、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」として取りまとめられている。同報告書においては、国は、特に大手の小売業者に対し、当該小売業者が同ガイドラインに基づいて自主的に作成する「リユース・リサイクル仕分け基準」の運用状況などについて、定期的に報告を求めるべきとされている。

四について

制度評価等に関する合同会合において平成二十年二月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」においては、製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所(以下「指定引取場所」という。)について、原則すべての共有化を早期に実現すべきとされている。

これを受けて、指定引取場所の共有化が段階的に実施されており、平成二十年十月一日から四十一か所について先行して共有化が行われるとともに、原則として平成二十一年度内にすべての指定引取場所の共有化が図られる方向で調整が進められている旨、製造業者等より報告を受けている。

五について

御指摘の「再商品化等事業者の共通化」を行つか否かは、あくまで製造業者等が自主的に判断すべきものと考える。

六について

政府としては、法に基づき小売業者から製造業者等に引き渡された特定家庭用機器廃棄物以外の使用済みの特定家庭用機器の処分の実態把握に努めている。例えば、平成十八年度において特定家庭用機器廃棄物の引取台数の多かつた小売業者上位二十社を対象に、平成二十年四月から六月までにおける使用済みの特定家庭用機器の引取り・引渡し状況等に関する調査を実施したところ、再商品化等に係る料金を受け取ったにもかかわらず再商品化等をせず中古品として販売した小売業者はいなかつたとの結果を得ている。

## 七について

制度評価等に関する報告書においては、「着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえると、費用回収方式の改善のため、家電リサイクル法ルートへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じていくことが適当である。」とされており、当面は現行の制度を改める必要はないものと考えている。

地上アナログ放送停止に伴い廃家電として出されるブラウン管テレビの台数については、政府としての公式な試算は行っていないが、社団法人電子情報技術産業協会が一定の仮定の下に試算を行い、今後二千十一年に向けて毎年一千万台程度が貢換される予測しているものと承知している。

また、廃棄されたブラウン管テレビから回収されたガラスについては、今後、関係者間において、海外におけるブラウン管ガラスの生産状況を踏まえた販路開拓努力等、ブラウン管ガラスへの再生利用の継続に向けた取組や、ブラウン管ガラスから抽出された鉛の再生利用等その他の活用方法の検討が行われていくことが望ましいと考えている。

## 電波利用料の周知に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十七日

加藤 敏幸

参議院議長 江田 五月殿

## 電波利用料の周知に関する質問主意書

先の第百六十九回国会において「電波法」の改正が行われ、電波の有効利用を推進する観点から電波利用料の使途の範囲と料額の見直し等が行われた。また、テレビ・ラジオ等の放送事業者と携帯電話事業者との間に見られた負担のアンバランスが若干改善されたが、依然として、携帯電話事業者の負担割合は大きいものがある。特に、最終的な負担者である携帯電話利用者の多くには、年間利用料が引き下げられたとは言え、年間二百五十分の電波利用料の負担について周知がされていない状況にある。

この電波利用料は受益者負担を原則とした特定財源であるだけに、電波利用の適正化・効率化という視点にたつた施策に使われているかどうか、国民の関心の対象となるべき財源であると言える。

そこで、政府の電波行政としては、電波利用料の使途の拡大やその使い道について広く国民の理解を求め、携帯電話の利用によって電波利用料を負担しているという意識を高める施策を講じることが重要である。そのことによって、この制度の

## 円滑かつ民主的な運用が担保されるものと考える。

以下質問する。

一 電波利用料に関する質問主意書

一 電波利用料に関して、この財源の意味や具体的な使途に関して、国民に周知させる施策をどのように講じているのか。

二 国民の電波利用料の負担に関する意識が希薄なのは、携帯電話の請求書において電波利用料の明細が記されていないことがある。

すでに、ユニバーサルサービス料金は携帯電話利用者への明細書に記載されているが、同様に、携帯電話事業者に対して、請求書・領収書に電波利用料負担について表示をさせる指導は行なうことができるのかどうか。

右質問する。

平成二十年十一月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤敏幸君提出電波利用料の周知に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

金融機能強化法の見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫の経営に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十七日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤敏幸君提出電波利用料の周知に関する質問に対する答弁書

ターベースの管理といった使途等を説明した「お知らせ」を同封しているほか、総務省のホームページ上でも同様の情報を提供することにより、免許人等のみならず国民に対しても情報公開のための取組を積極的に行なっているところであり、今後ともこれらの情報公開に努めてまいりたい。

二について

ユニバーサルサービスに係る負担金は、電気通信事業者が電話の利用者にその負担を求める場合に、請求書等により利用者にその旨の説明がなされている一方、携帯電話に係る電波利用料は、携帯電話事業者が無線局免許人として納付しているもので、携帯電話の利用者に直接負担を求めていないものであり、携帯電話料金の請求書等に電波利用料に関する記載をすることが必要であるとは考えていない。

四四

官報 (号外)

金融機能強化法の見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫の経営に関する質問主意書

今般の世界的な金融危機に対応するため、金融機能強化法の見直しが閣議決定された。この見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫について以下質問する。

一 農林中央金庫は昭和二十一年十一月以来、六人の理事長が就任しているが、すべての理事長が農林省または農林水産省の事務次官経験者である。このような所謂天下りの事実について政府はどうに考えているか、見解を示されたい。

二 平成以降に就任した農林中央金庫の理事長について民間企業経験も含め職歴をすべて示されたい。特に金融に関する経験については詳細な経歴を示されたい。また、可能であれば退職金や就任後の報酬も示されたい。示すことができない場合、その法的な根拠を示されたい。

三 農林中央金庫の理事長、理事、監事など役員に就任した国家公務員をすべて示されたい。可能であれば、すべての当該役員について職歴及び報酬を示されたい。

四 J A バンクにおける農林水産省の〇 B の数を示されたい。また可能であれば退職時の地位を示されたい。右質問する。

平成二十年十一月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出金融機能強化法の見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫の経営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 農林中央金庫は昭和二十一年十一月以来、六人の理事長が就任しているが、すべての理事長

が農林省または農林水産省の事務次官経験者である。このよう天下りの事実について政府はどうに考えているか、見解を示されたい。

参議院議員藤末健三君提出金融機能強化法の見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫の経営に関する質問に対する答弁書

農林中央金庫の理事長については、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)による改正前の農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)。以下「旧農林中央金庫法」という。)が農林中央金庫法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百五号)により改正される以前においては、主務大臣が任命していたところである。

道謙一は、昭和五十九年十一月に農林水産事務次官に就任し、昭和六十一年六月に退官し、平成三年五月に農林中央金庫理事長に就任している。同氏は認可法人農林漁業信用基金理事長を務めている。上野博史は、平成七年七月に農林水産事務次官に就任し、平成九年一月に退官し、平成十二年六月に農林中央金庫理事長に就任している。同氏は農林水産省において水産庁協同組合課長を務めるとともに、認可法人農林漁業信用基金理事長を務めている。

就任後の報酬額については、農林中央金庫が決定する事項であり、政府としてお答えする立場はない。

中央金庫における適正な手続を経て、経営管理委員会が適当と判断した者を選任しているものと認識している。

二について  
国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場はないが、農林中央金庫に聞いたところ、国家公務員を退職後、農林中央金庫の理事長、理事、監事など役員に就任した者は、次のとおりである。

三について  
国家公務員の退職後における再就職の状況については、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場はないが、農林中央金庫に聞いたところ、国家公務員を退職後、農林中央金庫の理事長、理事、監事など役員に就任した者は、次のとおりである。

就任額については、農林中央金庫が決定する事項であり、政府としてお答えする立場はない。

四年間に、農林水産省の課長・企画官相当職以

て、農林中央金庫は、総会において選任された委員により構成される經營管理委員会の決議をもつて、農林中央金庫を代表すべき理事を定めることとされたところであり、このような農林

上で離職し、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会及び信用事業を行う農業協同組合のいわゆるJ.A.バンクに再就職した者は、農林中央金庫については二名、退職時の官職は林野庁国有林野部管理課監査官兼国有林野部業務課及び大臣官房協同組合検査部長であり、信用農業協同組合連合会及び信用事業を行う農業協同組合については該当なしとなつてゐる。

厚木基地周辺の住宅防音工事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十七日

水戸 将史

厚木基地周辺の住宅防音工事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十七日

水戸 将史

そこで以下、質問する。

一 平成十八年一月十七日前の指定区域内の防音工事希望者の数、希望者に対する工事の進捗具合、希望者に対する未実施分工事の完了目途を明瞭にされたい。また、平成十八年一月十七日の告示ラインによる防音工事希望者、並びにその予算規模、工事完成期間はどのように計画設定しているのか、見解を明瞭にされたい。

二 平成十八年度に国が空調設備の単価を切り下げたため、採算に合わないという理由から工事を辞退する工事請負業者が続出し防音工事の進捗が大きく滞つたと指摘されている。平成十八年度、並びに平成十九年度の工事進捗率、予算消化率を明らかにされたい。また、業者にとって採算に合わないような工事単価の妥当性をどのように考へるか。そもそも防音工事は地域振興という視点もあるが、この点についても併せて見解を明瞭にされたい。

三 今なお、多くの世帯が防音工事の順番待ちの状況にある。前項に見られるような工事単価の切り下げや、入札方式による手続きの遅延なども工事を遅らせる要因になつてゐるとの指摘もあるが、こうした現状を国はどのように認識しているのか。防音工事を迅速に進めため、今後、発注方式の見直しなど手続き面で具体的に改善を図る考へがあるか、併せて見解を明瞭にされたい。

四 平成三年九月十日以降に昭和六十一年九月十日告示ライン区域内に移住、建設された「告示

後住宅」は、現状では防音工事の対象とはならず、同じ区域に居住するのに不公平だとの声が強い。この「告示後住宅」について国は今後どのように救済する考へなのか、見解を明瞭にされたい。

五 前項の問題を解決する一つの方法として、国がこれまで行つてきた追加告示方式ではなく、新たに区域を指定し直す再告示方式に改めるべきだとの要望が、地元住民から出されているが、これについて国はどう考へるか、見解を明瞭にされたい。

六 平成二十六年を目指とする米空母艦載機の岩国移駐に伴い、厚木基地周辺の騒音が縮小すると予測されている。その場合、縮小した地域での防音工事未実施の住民に対する対策はどうなるのか。平成十八年の告示で、座間、海老名、綾瀬においては区域が大幅に指定解除されるが、当初の予定通り、対象となる住居については防音工事を行うべきと考えるが、見解を明瞭にされたい。

右質問する。

平成二十年十一月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員水戸将史君提出厚木基地周辺の住宅防音工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水戸将史君提出厚木基地周辺の住宅防音工事に関する質問に対する答弁書

一について

参議院議員水戸将史君提出厚木基地周辺の住宅防音工事に関する質問に対する答弁書

の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)以下「法」という。第四条の規定等に基づき、厚木飛行場周辺の住宅防音工事の助成の措置を探つてゐるところであり、お尋ねの点については、次のとおりである。

本年九月三十日までに補助金等の交付決定を行つた延べ世帯数と同日までに防音工事に係る住宅防音工事の希望届の提出を受けたが補助金等の交付決定に至つていない延べ世帯数の合計(以下「延べ世帯数の合計」という)について

は、昭和六十一年九月十日までに指定された厚木飛行場に係る第一種区域に所在する住宅に係る延べ世帯数の合計は約二十四万千世帯であり、このうち、本年九月三十日までに補助金等の交付決定を行つた延べ世帯数は約二十二万六千世帯である。

また、平成十八年一月十七日に指定された厚木飛行場に係る第一種区域に所在する住宅に係る延べ世帯数の合計は約四万三千世帯である。これらの世帯を対象とした住宅防音工事の助成の措置については、今後、年度ごとに予算の範囲内において採られることとなる等から、お尋ねの予算規模等について現時点でお答えすることは困難である。

国は、生活環境整備法に基づき基地周辺の騒音対策の一環として昭和四十九年以降、住宅防音工事を進めてきた。この間、国は順次指定区域を追加拡大してきたが、指定告示以降に区域内に住居を移したり、建て替えたりした人は防音工事の対象とならないという、いわゆる「ドーナツ現象」も生じるなど、制度の不備も指摘されている。厚木基地周辺の住民は受認限度を超える騒音に日夜悩まされており、その対応は喫緊の課題でもある。

# 官報(号外)

## 二について

本年九月三十日現在、厚木飛行場周辺の住宅防音工事に係る平成十八年度の支出負担行為の実施計画(以下「実施計画」という。)の額に対する執行額の割合は約九十七パーセントであり、平成十九年度の実施計画の額に対する執行額の割合は約八十九パーセントである。また、住宅防音工事費の積算については、「公共建築工事標準単価積算基準」(平成十五年三月二十日第一回官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)等により適切に算出しているところである。

## 三について

住宅防音工事の助成に係る契約については、関係法令等に基づき、適切に行っているところ

であり、今後とも、予算の範囲内において、できる限り早期になされるよう努力してまいりたい。

## 四及び五について

法第四条の規定に基づく厚木飛行場周辺の住宅防音工事の助成については、第一種区域に指定する際現に所在する住宅を対象としているところであるが、当該区域の指定については、段階的に拡大してきたこと等から、同一時期に建設された住宅であっても騒音のより著しい区域に所在する住宅が助成の対象とならないという現象が生じている。防衛省としては、これを解消するため、昭和五十九年五月三十一日までに指定した区域について、昭和六十一年九月十日までに建設された住宅を対象とした住宅防音工

事の助成の措置を探るとともに、平成十八年一月十七日の同飛行場に係る第一種区域の追加指定及び解除に併せた施策の充実の一環として、第一種区域のうち特に騒音の著しい区域に所在する昭和六十一年九月十一日から平成三年九月十日までに建設された住宅についても助成の対象としたところである。

防衛省としては、現在住宅防音工事の助成対象となっている住宅への措置を優先すべきと考えており、現在住宅防音工事の助成対象となつてない住宅を助成の対象とすることやお尋ねのような新たに区域を指定し直す再告示方式による指定を行うことは、現時点においては、考えていない。

## 六について

平成十八年五月の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」において盛り込まれた厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐における厚木飛行場周辺の騒音状況は、現状より改善されるものと考えているが、現時点においては、移駐後における騒音状況が明らかではないこと等から、お尋ねの「対策」についてお答えすることは困難である。

また、平成十八年一月十七日の厚木飛行場に係る第一種区域の解除の告示については、平成十九年八月一日から適用することとしており、同年七月三十一日までに住宅防音工事の希望届を提出されたものについては、引き続き助成の対象とすることとしているところである。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十一日  
郵便物認可

平成二十年十一月七日 参議院会議録第八号

発行所
二東京一〇番四都港五番四号区虎ノ門四丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 二三〇円